



宮崎労働局長 記者発表項目一覧

令和4年9月30日（金）

記者発表項目

- ① 一般職業紹介状況＜令和4年8月分＞（9月30日発表）
- ② 雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表について
- ③ 令和4年度 新規高校卒業予定者の求職・求人等の状況（8月末）
- ④ 宮崎県最低賃金の改正について
- ⑤ 令和4年度全国労働衛生週間（第73回）の実施について
- ⑥ 「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を実施
- ⑦ 宮崎労働局広報紙「GOGO!宮崎労働局」（第67号）

担当窓口

宮崎労働局 雇用環境・均等室 企画・調整係 飯村

宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎4階

TEL:0985-38-8821 FAX:0985-38-5028

宮崎労働局発表
令和4年9月30日解禁

報道関係者 各位

【照会先】
宮崎労働局職業安定部
部長 小川 和人
職業安定課長 正入木 均
地方労働市場情報官 児玉 聡子
(代表電話)0985(38)8823

一般職業紹介状況(令和4年8月分)

令和4年8月の有効求人倍率(受理地別・季節調整値)は、**1.46倍**と前月より**0.02ポイント**上昇。

有効求人倍率は、**86ヶ月連続**で1倍台を維持。

正社員有効求人倍率(原数値)は、**1.11倍**と前年同月より**0.11ポイント**上昇。

雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているものの、求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいる。

- ・令和4年8月の【有効求人倍率】(季節調整値)は、前月より**0.02ポイント**上昇。
- ・【有効求職者数】は、前月比(季節調整値)で**2.0%減**、前年同月比(原数値)で**2.4%増**(6ヶ月連続)。
- ・【有効求人数】は、前月比(季節調整値)で**0.7%減**、前年同月比(原数値)で**10.7%増**(20ヶ月連続)。
- ・【新規求職者数】は、前年同月比(原数値)**3.1%減**、【新規求人数】は、前年同月比(原数値)**3.0%増**となった。

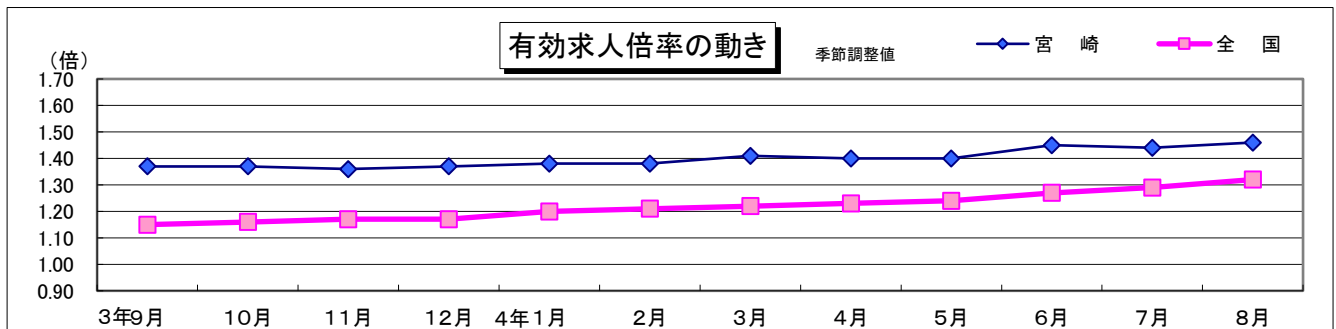
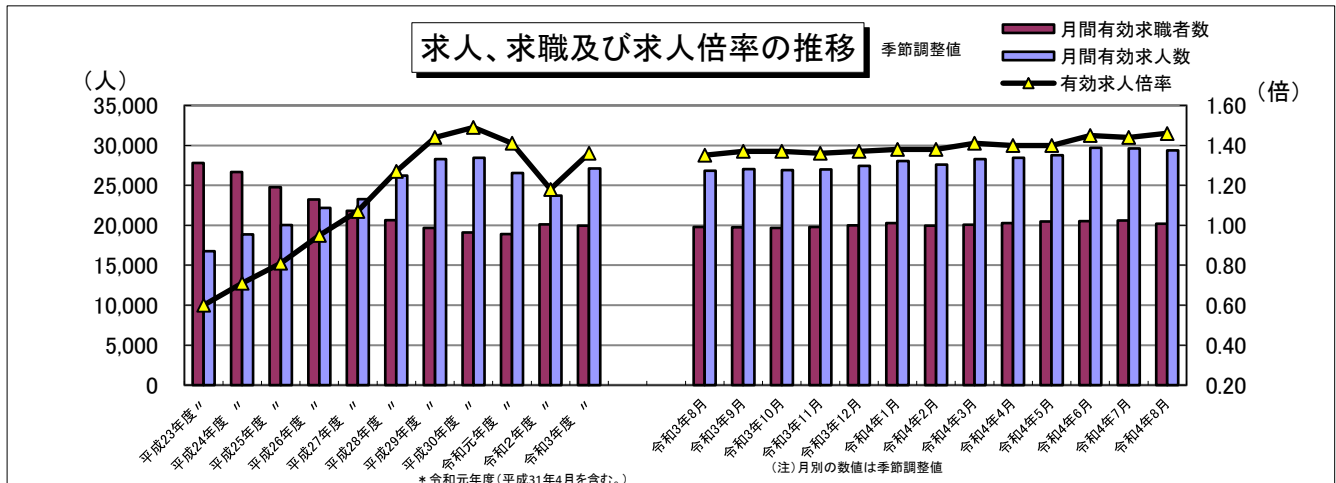
本県の労働市場における有効求人倍率(季節調整値)は、有効求職者数(同)が前月比**2.0%減少**し、有効求人数(同)は前月比**0.7%減少**したことから、前月より**0.02ポイント**上昇し、**1.46倍**となった。

新規求職者数(原数値)は、前年同月比で**3.1%(132人)**減少となった。なお、有効求職者数(原数値)は、前年同月比**2.4%(482人)**増加し6ヶ月連続の増加となっている。

新規常用求職者(パートを除く)を求職時の態様別にみると、前年同月比で在職者が**6.5%(62人)**減、離職者は**3.7%(64人)**減、無業者が**1.3%(2人)**減となった。なお、離職者のうち、事業主都合離職者は**1.9%(6人)**増となっている。

一方、新規求人数(原数値)は、前年同月比で**3.0%(283人)**増加となった。また、有効求人数(原数値)は、前年同月比で**10.7%(2,780人)**の増加で20ヶ月連続となっている。

新規求人数を産業別にみると、前年同月比で18産業中11産業で増加となった。内訳としては、宿泊業、飲食サービス業で**154人(41.4%)**増、医療、福祉で**125人(4.8%)**増等となる一方、サービス業(他に分類されないもの)で**293人(14.9%)**減、教育、学習支援業で**26人(16.0%)**減等(18産業中7産業で減少)となったことから、全体で**283人(3.0%)**の増加となった。



有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和3年	9月	10月	11月	12月	令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
宮崎		1.37	1.37	1.36	1.37	1.38	1.38	1.41	1.40	1.40	1.40	1.45	1.44	1.46
全国		1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.24	1.27	1.29	1.32

○季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

(注1)本公表資料における有効求人倍率、有効求人数、新規求人数は、宮崎労働局管内のハローワークが受理した求人数(受理地別求人数)により算出したものである。

(注2)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

1. 新規求職の動き＜季節調整値＞

＜数値の対比は前月比＞

○【新規求職者数】(季節調整値)は、4,206人で6.8%(306人)減少となった。

新規求職(パートを含む、人)

	令和3年				令和4年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
新規求職数	4,376	4,446	4,490	4,469	4,574	4,282	4,458	4,579	4,326	4,396	4,512	4,206
前月比	-3.3%	1.6%	1.0%	-0.5%	2.3%	-6.4%	4.1%	2.7%	-5.5%	1.6%	2.6%	-6.8%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

2. 新規求人の動き＜季節調整値＞

＜数値の対比は前月比＞

○【新規求人数】(季節調整値)は、9,632人で7.1%(735人)減少となった。

新規求人(パートを含む、人)

	令和3年				令和4年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
新規求人	9,588	9,709	9,570	10,387	10,236	9,393	10,454	10,333	9,451	10,913	10,367	9,632
前月比	-2.1%	1.3%	-1.4%	8.5%	-1.5%	-8.2%	11.3%	-1.2%	-8.5%	15.5%	-5.0%	-7.1%

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

3. 職業紹介状況について(パートを含む)＜原数値＞

＜数値の対比は前年同月比＞

○【職業紹介状況】は、紹介件数が241件(6.0%)減の3,793件となり、就職件数は25件(1.6%)減の1,532件となった。就職率(対新規求職者)は、0.5ポイント上回って36.8%となった。

就職(パートを含む、件)

就職件数	令和2年				令和3年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	1,677	1,808	1,470	1,382	1,372	1,712	2,349	2,054	1,723	1,889	1,663	1,557
	令和3年				令和4年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	1,736	1,684	1,603	1,319	1,470	1,608	2,245	1,711	1,704	1,734	1,547	1,532
対前年同月比	3.5%	-6.9%	9.0%	-4.6%	7.1%	-6.1%	-4.4%	-16.7%	-1.1%	-8.2%	-7.0%	-1.6%

就職率	令和2年				令和3年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	41.0%	42.3%	41.0%	45.1%	29.8%	39.0%	47.2%	32.9%	39.8%	43.3%	39.4%	36.3%
	令和3年				令和4年							
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
	40.8%	39.0%	41.4%	41.0%	30.1%	36.7%	45.7%	27.7%	37.3%	39.5%	37.0%	36.8%

4. 正社員有効求人倍率の動き＜原数値＞

○【正社員有効求人倍率】(原数値)は、1.11倍となり、前年同月比で0.11ポイント上昇。
(正社員有効求人数 13,658人 常用フルタイム有効求職者数12,289人)

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

次回公表予定日 令和4年10月28日(金)

別表1 職業紹介状況(新規学卒者を除きパートタイムを含む)

	令和4年8月	令和4年7月	対 前 月 増減率(差) (%)	令和3年8月	対前年同月 増減率(差) (%)
1 月間有効求職者数(人)	20,452	20,585	—	19,970	2.4
季節調整値	* 20,192	* 20,595	▲2.0	19,805	2.0
2 新規求職申込件数(件)	4,159	4,178	—	4,291	▲3.1
3 月間有効求人数(人)	28,818	28,029	—	26,038	10.7
季節調整値	* 29,391	* 29,613	▲0.7	26,827	9.6
4 新規求人数(人)	9,702	9,820	—	9,419	3.0
5 紹介件数(件)	3,793	3,641		4,034	▲6.0
6 就職件数(件)	1,532	1,547		1,557	▲1.6
7 就職率(6/2)(%)	36.8	37.0		36.3	0.5
8 充足数(件)	1,464	1,468		1,508	▲2.9
9 充足率(8/4)(%)	15.1	14.9		16.0	▲0.9

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表2 有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和4年8月	令和4年7月	前 月 差 (ポイント)	令和3年8月
宮崎県	1.46	1.44	0.02	1.35
全 国	1.32	1.29	0.03	1.15

別表3 雇用保険一般受給者実人員の推移(基本手当基本分、人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	3,594	4,053	4,652	5,013	5,252	5,222	4,939	4,532	4,383	4,235	4,137	4,297
令和3年度	4,223	4,275	4,836	4,921	5,054	4,802	4,461	4,446	4,189	4,014	3,828	3,858
令和4年度	3,891	3,897	4,621	4,742	5,133							

(受給者実人員＝失業給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう)

別表4 安定所別有効求人倍率(原数値、倍)

	令和4年8月	令和4年7月	令和3年8月	前年同月差 (ポイント)
宮 崎	1.38	1.33	1.23	0.15
延 岡	1.28	1.24	1.25	0.03
日 向	1.27	1.18	1.25	0.02
都 城	1.86	1.77	1.65	0.21
日 南	1.02	1.06	0.98	0.04
高 鍋	1.29	1.22	1.22	0.07
小 林	1.41	1.45	1.52	▲0.11
県 計	1.41	1.36	1.30	0.11

(注)ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表5 九州各県の有効求人倍率(季節調整値、倍)

	令和4年8月	令和4年7月	前月差 (ポイント)	令和3年8月
福岡	1.20	1.19	0.01	1.07
佐賀	1.33	1.38	▲0.05	1.24
長崎	1.15	1.15	0.00	1.07
熊本	1.41	1.47	▲0.06	1.33
大分	1.37	1.38	▲0.01	1.18
宮崎	1.46	1.44	0.02	1.35
鹿児島	1.34	1.38	▲0.04	1.29
沖縄	0.94	0.91	0.03	0.73

* 季節調整法はセンサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

別表6 パートタイム職業紹介状況

	令和4年8月	令和4年7月	令和3年8月	前年同月 増減率・差 (%)
1 月間有効求職者数(人)	8,125	8,296	7,659	6.1
2 新規求職申込件数(件)	1,423	1,393	1,433	▲0.7
3 月間有効求人数 (人)	9,598	9,402	8,702	10.3
4 新規求人数 (人)	3,185	3,461	3,051	4.4
5 紹介件数 (件)	1,257	1,149	1,343	▲6.4
6 就職件数 (件)	560	564	539	3.9
7 充足数 (件)	516	536	513	0.6
8 充足率 (%)	16.2%	15.5%	16.8%	▲0.6

別表7 新規常用求職者の求職時の態様別内訳(パートを除く)

県 計		24歳以下	25歳～34歳	35歳～44歳	45歳～54歳	55歳～64歳	65歳以上	合計
新規求職申込件数	令和4年8月	348	604	544	601	434	193	2,724
	令和3年8月	399	642	603	601	458	149	2,852
	前年比	▲12.8%	▲5.9%	▲9.8%	0.0%	▲5.2%	29.5%	▲4.5%
在職者	令和4年8月	111	200	210	213	122	32	888
	令和3年8月	117	239	220	213	135	26	950
	前年比	▲5.1%	▲16.3%	▲4.5%	0.0%	▲9.6%	23.1%	▲6.5%
離職者	令和4年8月	208	373	309	355	292	150	1,687
	令和3年8月	236	371	365	365	302	112	1,751
	前年比	▲11.9%	0.5%	▲15.3%	▲2.7%	▲3.3%	33.9%	▲3.7%
事業主都合	令和4年8月	16	42	60	90	71	43	322
	令和3年8月	13	41	70	92	67	33	316
	前年比	23.1%	2.4%	▲14.3%	▲2.2%	6.0%	30.3%	1.9%
自己都合	令和4年8月	190	329	243	256	189	94	1,301
	令和3年8月	222	322	288	259	200	66	1,357
	前年比	▲14.4%	2.2%	▲15.6%	▲1.2%	▲5.5%	42.4%	▲4.1%
無業者	令和4年8月	29	31	25	33	20	11	149
	令和3年8月	46	32	18	23	21	11	151
	前年比	▲37.0%	▲3.1%	38.9%	43.5%	▲4.8%	0.0%	▲1.3%

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の(注2)を参照

別表8 産業別・規模別新規求人状況(原数値)

項 目		求 人 状 況				
		令和4年8月	令和4年7月	令和3年8月	前 年 同 月 比 (%)	前 年 同 月 差
産業別・規模別						
A.B	農、林、漁業	299	217	302	▲1.0	▲3
C	鉱業、採石業、砂利採取業	18	2	26	▲30.8	▲8
D	建設業	933	764	811	15.0	122
E	製造業	1,096	1,055	1,018	7.7	78
	食料品製造業	407	225	374	8.8	33
	飲料・たばこ・飼料製造業	42	71	62	▲32.3	▲20
	繊維工業	52	146	53	▲1.9	▲1
	木材・木製品製造業	117	95	75	56.0	42
	家具・装備品製造業	12	19	1	1,100.0	11
	パルプ・紙・紙加工品製造業	7	21	9	▲22.2	▲2
	印刷・同関連業	19	14	41	▲53.7	▲22
	化学工業	102	49	8	1,175.0	94
	石油製品・石炭製品製造業	0	0	0	-	0
	プラスチック製品製造業	35	41	55	▲36.4	▲20
	ゴム製品製造業	3	26	15	▲80.0	▲12
	窯業・土石製品製造業	28	30	26	7.7	2
	鉄鋼業	0	1	0	-	0
	非鉄金属製造業	1	1	2	▲50.0	▲1
	金属製品製造業	31	32	29	6.9	2
	はん用機械器具製造業	48	31	32	50.0	16
	生産用機械器具製造業	31	21	18	72.2	13
	業務用機械器具製造業	23	10	20	15.0	3
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	43	69	49	▲12.2	▲6
	電気機械器具製造業	68	87	100	▲32.0	▲32
	情報通信機械器具製造業	4	0	4	0.0	0
	輸送用機械器具製造業	11	34	31	▲64.5	▲20
	その他の製造業	12	32	14	▲14.3	▲2
F	電気・ガス・熱供給・水道業	6	10	8	▲25.0	▲2
G	情報通信業	290	206	288	0.7	2
H	運輸業、郵便業	304	591	309	▲1.6	▲5
I	卸売業、小売業	925	1,043	912	1.4	13
J	金融業、保険業	90	91	76	18.4	14
K	不動産業、物品賃貸業	99	145	107	▲7.5	▲8
L	学術研究、専門・技術サービス業	193	188	185	4.3	8
M	宿泊業、飲食サービス業	526	605	372	41.4	154
	宿泊業	114	110	75	52.0	39
N	生活関連サービス業、娯楽業	251	233	190	32.1	61
O	教育、学習支援業	136	131	162	▲16.0	▲26
P	医療、福祉	2,708	2,773	2,583	4.8	125
Q	複合サービス事業	84	157	61	37.7	23
R	サービス業(他に分類されないもの)	1,676	1,493	1,969	▲14.9	▲293
S.T	公務、その他	68	116	40	70.0	28
合 計		9,702	9,820	9,419	3.0	283
規 模 別	29人以下	6,569	6,251	5,724	14.8	845
	30～99人	2,088	2,322	2,239	▲6.7	▲151
	100～299人	751	916	942	▲20.3	▲191
	300～499人	115	161	270	▲57.4	▲155
	500～999人	162	129	223	▲27.4	▲61
	1,000人以上	17	41	21	▲19.0	▲4

産業分類は、平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく。

正社員の有効求人倍率（原数値）の推移

○ 正社員有効求人倍率は、1.11倍と前年同月より0.11ポイント上昇。

(倍)

	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年
1月		0.45	0.43	0.46	0.40	0.28	0.25	0.34	0.39	0.42	0.51	0.59	0.68	0.82	0.98	1.05	1.03	0.98	1.11
2月		0.43	0.44	0.47	0.40	0.26	0.24	0.35	0.38	0.42	0.51	0.58	0.43	0.81	0.97	1.05	0.99	0.99	1.12
3月		0.41	0.43	0.43	0.38	0.24	0.24	0.33	0.37	0.41	0.50	0.57	0.67	0.77	0.93	1.01	0.92	0.98	1.10
4月		0.36	0.39	0.38	0.33	0.21	0.22	0.30	0.34	0.37	0.46	0.53	0.64	0.74	0.90	0.98	0.86	0.95	1.05
5月		0.32	0.39	0.35	0.32	0.19	0.21	0.29	0.34	0.36	0.46	0.52	0.65	0.75	0.90	0.97	0.82	0.96	1.04
6月		0.30	0.38	0.35	0.29	0.18	0.21	0.30	0.34	0.38	0.48	0.52	0.67	0.77	0.95	1.00	0.84	0.98	1.09
7月		0.31	0.38	0.35	0.30	0.19	0.22	0.31	0.35	0.40	0.49	0.55	0.67	0.79	0.96	0.99	0.84	1.00	1.09
8月		0.32	0.41	0.37	0.32	0.19	0.24	0.33	0.37	0.43	0.51	0.59	0.71	0.82	0.96	0.98	0.85	1.00	1.11
9月		0.34	0.41	0.38	0.32	0.20	0.26	0.33	0.38	0.45	0.53	0.61	0.73	0.85	0.97	1.01	0.87	1.02	
10月		0.36	0.41	0.39	0.31	0.21	0.27	0.33	0.39	0.46	0.54	0.63	0.76	0.87	0.99	1.04	0.89	1.05	
11月	0.43	0.39	0.44	0.39	0.31	0.21	0.29	0.35	0.40	0.47	0.58	0.66	0.77	0.90	1.01	1.07	0.94	1.08	
12月	0.44	0.41	0.45	0.41	0.30	0.23	0.33	0.37	0.42	0.50	0.59	0.68	0.81	0.94	1.06	1.10	0.99	1.12	

(資料出所) 宮崎労働局集計

※数値は原数値。

※正社員とは、パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

※正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。

※令和元年は、平成31年1月～4月を含む。

※ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開いた求職者数が含まれている。

就業地別の求人数を用いた有効求人倍率（季節調整値）（令和4年8月）

「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」とは

→実際に就業する都道府県を求人地として集計した有効求人倍率。なお、通常発表している都道府県別の有効求人倍率は、求人を受理した場所を求人地として集計している。

- 本社が多く所在する地域では、受理地別の有効求人倍率より「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」が低い傾向がある。
- 宮崎県の「就業地別の求人数を用いた有効求人倍率」は1.58倍で受理地別の有効求人倍率(1.46倍)より0.12ポイント高い。

		① 有効求職者数	② 有効求人数	③ 就業地別 有効求人数	④ 有効求人倍率 ②／①	⑤ 就業地別 有効求人倍率 ③／①	⑥差 ⑤－④
令和3年	8月	19,805	26,827	28,667	1.35	1.45	0.10
	9月	19,752	27,021	28,677	1.37	1.45	0.08
	10月	19,686	26,896	28,581	1.37	1.45	0.08
	11月	19,792	26,969	28,687	1.36	1.45	0.09
	12月	20,007	27,414	29,148	1.37	1.46	0.09
令和4年	1月	20,279	28,038	29,949	1.38	1.48	0.10
	2月	19,941	27,595	29,562	1.38	1.48	0.10
	3月	20,070	28,272	30,145	1.41	1.50	0.09
	4月	20,275	28,425	30,215	1.40	1.49	0.09
	5月	20,480	28,749	30,841	1.40	1.51	0.11
	6月	20,516	29,699	32,097	1.45	1.56	0.11
	7月	20,595	29,613	32,051	1.44	1.56	0.12
	8月	20,192	29,391	31,807	1.46	1.58	0.12

（資料出所）宮崎労働局

※ 数値は季節調整値。季節調整法は、センサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。なお、令和3年12月以前の数値は、令和4年1月分公表時に新季節指数により改訂されている。

※ 有効求職者数は求職を受理したハローワークが所在する都道府県単位で集計。

※ 季節求人については受理所を就業地とみなしている。

※ 1件の求人に複数の就業地があり、就業地毎の求人数が明確でない場合、それぞれの就業地に順番に求人数を割り当てて配分している。

※ ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で「求職者マイページ」を開設した求職者数が含まれている。

宮崎労働局発表
令和4年9月30日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部

職業対策課長 田之上 睦子

職業対策課長補佐 伊集院 一也

事業所給付監査官 渡邊 琢巳

(電話) 0985-62-3125

雇用調整助成金を不正に受給した事業主の公表について

今般、下記の事業主について、当該助成金を不正に受給したことを確認しましたので公表します。

事業所	名称	有限会社 協栄システムサービス
	所在地	宮崎県宮崎市赤江字飛江田542
	代表者氏名	代表取締役社長 黒木 透
	事業の概要	各種機器設置保守業
不正受給の概要	助成金名	雇用調整助成金
	金額（返還状況）	29,402,438 円（一部返還済み）
	支給決定等 取消年月日	令和4年8月3日
	内容	休業していない日を休業させたとする、事実と異なる申請書類を提出し、当該助成金を不正に受給したものの。

Press Release

宮崎労働局発表
令和4年9月30日

【照会先】

宮崎労働局職業安定部

部 長 小川 和人

職業安定課長 正入木 均

(電話) 0985-38-8823

令和4年度 新規高校卒業予定者の求職・求人等の状況（8月末）

宮崎労働局（局長 田中 大介）では、令和5年3月に県内の高校を卒業する生徒等の求職・求人等の状況を調査し、令和4年8月末の状況として取りまとめました。

宮崎労働局では、引き続き企業への積極的な求人開拓のほか、新規学卒者の就職支援の強化に努めてまいります。

【高校新卒者】（別紙1：令和4年8月末）

- 求職者全体の求人倍率は1.93倍、前年比（1.68倍）0.25ポイント上昇
うち県内求職者に対する求人倍率は3.04倍、同（2.64倍）0.40ポイント上昇
- 求人数は4,021人、同（3,513人）14.5%の増
- 求職者数は2,079人、同（2,085人）0.3%の減
求職者全体に占める県内希望者の割合は63.7%、同（63.7%）前年と同じ
（参考）令和4年3月末の就職内定者に占める県内内定者の割合65.7%

※1 本数値は、県内の県立及び私立高校からハローワークへの報告（学校やハローワークからの職業紹介を希望している生徒の状況等）を取りまとめたものです。

※2 求人数は県内の事業所より提出されたものを公表しています。

※3 高校新卒者の内定状況の公表は10月末、大学等新卒者の内定状況の公表は11月末を予定しています。

新規学校卒業者の求職・求人等の状況

〈令和5年3月卒業予定者〉

宮崎労働局

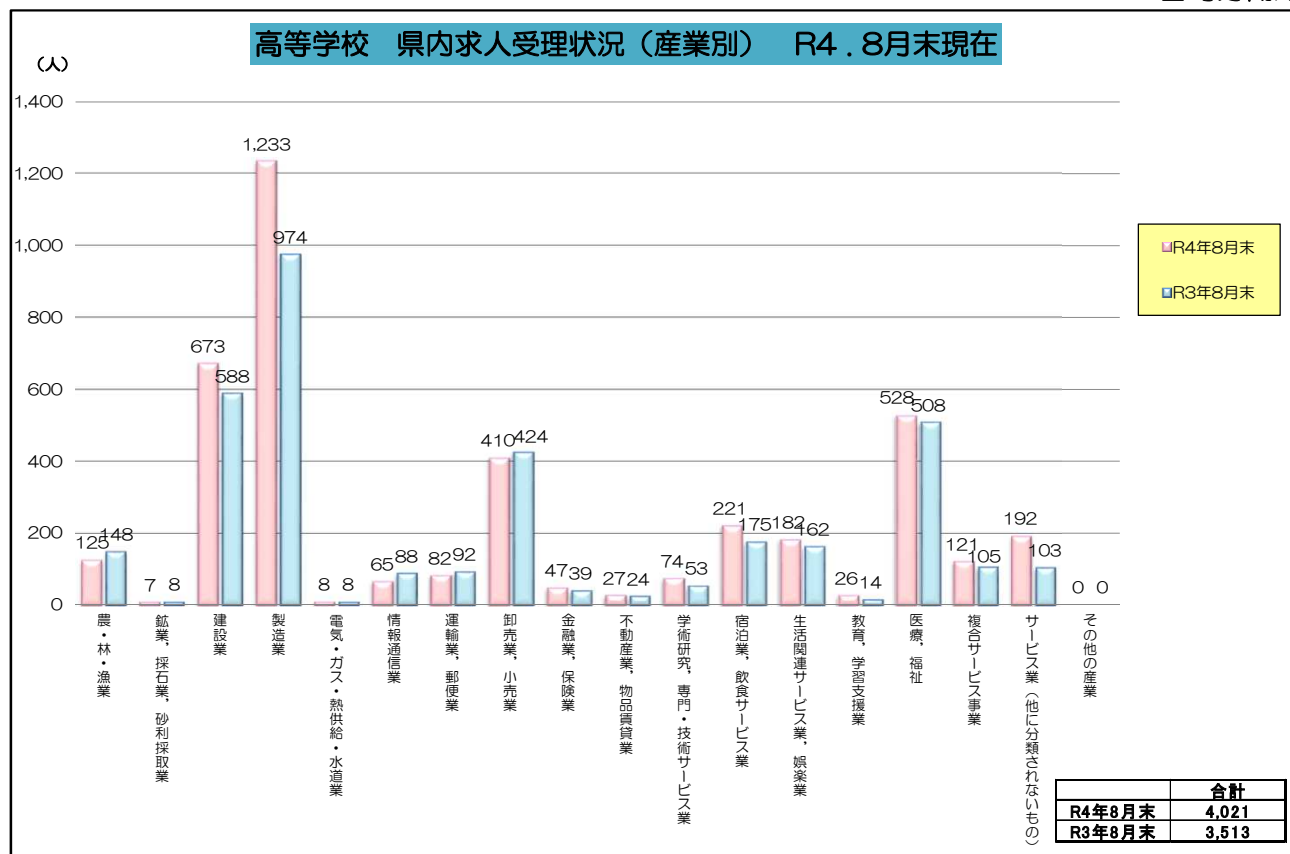
区 分		令和4年8月末現在			前 年 同 月			対 前 年 増減率・差
		計	男	女	計	男	女	
高 校 卒 業	① 求 職 者 数	2,079	1,276	803	2,085	1,281	804	-0.3%
	うち 県 内	1,324	748	576	1,329	738	591	-0.4%
	うち 県 外	755	528	227	756	543	213	-0.1%
	求職者全体に占める 県内希望者の割合	63.7%	58.6%	71.7%	63.7%	57.6%	73.5%	0.0
	② 求 人 数	4,021			3,513			14.5%
	③ 求 人 倍 率 ② / ①	1.93			1.68			0.25
	県内求職者に対する 求人倍率	3.04			2.64			0.40

※中学卒業の求職者は、令和4年8月末現在で3名。

※求人数は県内の事業所より提出されたものを公表している。

令和5年3月高等学校卒業予定者に係る産業別求人状況 【令和4年8月末現在】

宮崎労働局



産業分類	R4年8月末	R3年8月末	対前年増減率
農・林・漁業	125	148	▲15.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	7	8	▲12.5%
建設業	673	588	14.5%
製造業	1,233	974	26.6%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	8	0.0%
情報通信業	65	88	▲26.1%
運輸業、郵便業	82	92	▲10.9%
卸売業、小売業	410	424	▲3.3%
金融業、保険業	47	39	20.5%
不動産業、物品賃貸業	27	24	12.5%
学術研究、専門・技術サービス業	74	53	39.6%
宿泊業、飲食サービス業	221	175	26.3%
生活関連サービス業、娯楽業	182	162	12.3%
教育、学習支援業	26	14	85.7%
医療、福祉	528	508	3.9%
複合サービス事業	121	105	15.2%
サービス業（他に分類されないもの）	192	103	86.4%
その他の産業	0	0	—
合計	4,021	3,513	14.5%

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況													
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
① 求 人 数	H 6. 3卒	3,982	4,533	4,813	5,010	5,178	5,368	5,576	5,703	5,752	5,779	—	—
	H 7. 3卒	2,876	3,388	3,784	4,066	4,227	4,477	4,696	4,961	5,016	5,019	—	—
	H 8. 3卒	2,524	2,988	3,294	3,587	3,763	3,923	4,122	4,270	4,319	4,321	—	—
	H 9. 3卒	2,074	2,531	2,859	3,122	3,348	3,521	3,694	3,873	3,900	3,903	—	—
	H10. 3卒	1,930	2,239	2,565	2,808	2,910	3,035	3,176	3,272	3,300	3,304	—	—
	H11. 3卒	1,095	1,272	1,426	1,600	1,708	1,821	1,944	2,085	2,109	2,111	—	—
	H12. 3卒	723	980	1,181	1,415	1,556	1,751	2,070	2,242	2,331	2,332	2,335	2,335
	H13. 3卒	863	1,064	1,265	1,459	1,739	1,964	2,106	2,242	2,265	2,269	2,269	2,269
	H14. 3卒	660	843	959	1,082	1,377	1,501	1,724	1,879	1,924	1,931	1,932	1,933
	H15. 3卒	526	725	890	1,086	1,337	1,430	1,660	1,815	1,892	1,893	1,893	1,893
	H16. 3卒	556	807	1,012	1,279	1,483	1,623	1,844	2,038	2,114	2,119	2,119	2,119
	H17. 3卒	755	1,081	1,345	1,688	1,899	1,974	2,161	2,257	2,301	2,313	2,316	2,316
	H18. 3卒	819	1,150	1,383	1,686	1,882	1,978	2,182	2,263	2,293	2,294	2,294	2,294
	H19. 3卒	1,283	1,560	1,806	2,169	2,278	2,379	2,523	2,620	2,650	2,650	2,651	2,651
	H20. 3卒	1,254	1,534	1,710	2,028	2,255	2,331	2,410	2,441	2,488	2,488	2,489	2,492
	H21. 3卒	1,449	1,649	1,770	1,962	2,010	2,073	2,131	2,154	2,156	2,156	2,156	2,156
	H22. 3卒	750	1,007	1,085	1,268	1,383	1,492	1,627	1,708	1,728	1,731	1,741	1,741
	H23. 3卒	765	1,034	1,189	1,395	1,503	1,609	1,736	1,784	1,819	1,825	1,825	1,825
	H24. 3卒	930	1,187	1,396	1,673	1,801	1,905	2,029	2,081	2,126	2,129	2,129	2,129
	H25. 3卒	1,078	1,436	1,692	2,031	2,149	2,284	2,390	2,461	2,485	2,485	2,486	2,486
	H26. 3卒	1,403	1,765	1,997	2,289	2,434	2,553	2,625	2,667	2,677	2,682	2,682	2,686
	H27. 3卒	1,897	2,163	2,586	2,870	2,939	3,016	3,079	3,099	3,102	3,102	3,102	3,102
	H28. 3卒	2,408	2,709	2,960	3,181	3,235	3,293	3,340	3,360	3,371	3,375	3,375	3,372
	H29. 3卒	2,913	3,215	3,400	3,573	3,646	3,699	3,725	3,746	3,750	3,753	3,754	3,754
	H30. 3卒	3,448	3,696	3,866	4,022	4,073	4,099	4,126	4,138	4,141	4,141	4,142	4,148
	H31. 3卒	3,901	4,094	4,161	4,344	4,407	4,445	4,480	4,498	4,504	4,518	4,522	4,520
	R2. 3卒	4,039	4,183	4,316	4,437	4,481	4,523	4,537	4,547	4,552	4,553	4,553	4,560
	R3. 3卒	3,161	3,367	3,532	3,678	3,794	3,905	3,956	3,970	3,978	3,980	3,980	3,984
	R4. 3卒	3,323	3,513	3,672	3,782	3,830	3,919	3,957	3,987	3,992	3,992	4,002	4,010
	R5. 3卒	3,788	4,021										
	対前年増減率	14.0%	14.5%										

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求職者数	②全体（県外＋県内）	H 6. 3卒	5,555	5,493	5,633	5,965	6,092	6,066	6,021	6,047	5,952	5,734	—	—
		H 7. 3卒	5,758	5,623	5,699	5,667	5,710	5,715	5,704	5,571	5,464	5,215	—	—
		H 8. 3卒	5,642	5,523	5,460	5,458	5,480	5,480	5,391	5,258	5,123	4,907	—	—
		H 9. 3卒	5,394	5,149	5,121	5,024	5,035	5,010	4,990	4,826	4,658	4,570	—	—
		H10. 3卒	5,317	5,231	5,028	4,972	5,014	5,000	4,935	4,827	4,606	4,482	—	—
		H11. 3卒	4,754	4,562	4,427	4,383	4,388	4,349	4,287	4,112	3,929	3,728	—	—
		H12. 3卒	4,422	4,284	4,223	4,181	4,170	4,221	3,988	3,852	3,697	3,613	3,569	3,548
		H13. 3卒	4,600	4,439	4,279	4,196	4,243	4,232	4,086	3,966	3,854	3,744	3,741	3,715
		H14. 3卒	4,379	4,143	4,150	4,115	4,133	4,025	3,830	3,679	3,517	3,371	3,388	3,338
		H15. 3卒	4,123	3,836	3,582	3,542	3,610	3,644	3,495	3,412	3,271	3,242	3,269	3,202
		H16. 3卒	3,977	3,863	3,710	3,646	3,762	3,709	3,591	3,517	3,447	3,397	3,369	3,358
		H17. 3卒	3,793	3,726	3,673	3,607	3,645	3,648	3,532	3,468	3,358	3,309	3,309	3,300
		H18. 3卒	3,581	3,547	3,382	3,383	3,386	3,371	3,329	3,256	3,194	3,179	3,161	3,155
		H19. 3卒	3,563	3,520	3,545	3,554	3,511	3,473	3,401	3,347	3,308	3,306	3,273	3,259
		H20. 3卒	3,464	3,356	3,391	3,268	3,318	3,314	3,261	3,238	3,211	3,197	3,196	3,193
		H21. 3卒	3,207	3,122	3,203	3,177	3,193	3,168	3,112	3,058	3,002	3,001	2,985	2,948
		H22. 3卒	3,160	3,063	3,021	2,916	2,927	2,888	2,838	2,768	2,748	2,762	2,743	2,724
		H23. 3卒	3,094	2,945	2,872	2,774	2,825	2,817	2,770	2,738	2,767	2,772	2,777	2,763
		H24. 3卒	2,977	2,892	2,769	2,801	2,850	2,829	2,802	2,753	2,735	2,745	2,745	2,745
		H25. 3卒	3,281	3,112	3,037	2,926	2,935	2,897	2,864	2,838	2,815	2,809	2,870	2,870
		H26. 3卒	2,912	2,852	2,849	2,730	2,772	2,753	2,739	2,730	2,730	2,729	2,725	2,721
		H27. 3卒	2,974	2,902	2,910	2,914	2,909	2,891	2,845	2,825	2,800	2,795	2,793	2,793
		H28. 3卒	2,936	2,821	2,756	2,778	2,790	2,736	2,718	2,721	2,701	2,695	2,694	2,693
		H29. 3卒	2,748	2,757	2,745	2,741	2,740	2,715	2,713	2,709	2,712	2,708	2,707	2,706
		H30. 3卒	2,508	2,557	2,561	2,537	2,540	2,543	2,520	2,505	2,504	2,498	2,497	2,496
		H31. 3卒	2,666	2,643	2,611	2,628	2,619	2,630	2,609	2,612	2,593	2,588	2,587	2,586
		R2. 3卒	2,563	2,522	2,530	2,527	2,536	2,532	2,530	2,524	2,591	2,586	2,586	2,585
		R3. 3卒	2,438	2,458	2,455	2,385	2,332	2,305	2,279	2,252	2,260	2,253	2,249	2,245
		R4. 3卒	2,144	2,085	2,047	2,071	2,060	2,053	2,093	2,082	2,064	2,061	2,061	2,050
		R5. 3卒	1,809	2,079										

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求 職 者 数	③ うち 県 内	H 6. 3卒	3,216	3,236	3,248	3,486	3,608	3,597	3,559	3,572	3,474	3,308	—	—
		H 7. 3卒	3,252	3,176	3,197	3,331	3,400	3,455	3,459	3,346	3,274	3,074	—	—
		H 8. 3卒	3,441	3,451	3,377	3,398	3,457	3,469	3,392	3,289	3,185	3,017	—	—
		H 9. 3卒	3,144	3,094	3,032	3,023	3,056	3,031	3,024	2,921	2,747	2,668	—	—
		H10. 3卒	2,897	2,924	2,696	2,739	2,799	2,777	2,731	2,673	2,489	2,373	—	—
		H11. 3卒	2,472	2,269	2,184	2,248	2,357	2,364	2,337	2,214	2,074	1,912	—	—
		H12. 3卒	2,236	2,284	2,253	2,384	2,497	2,521	2,433	2,352	2,203	2,161	2,119	2,103
		H13. 3卒	2,561	2,453	2,400	2,449	2,584	2,606	2,537	2,455	2,354	2,286	2,287	2,263
		H14. 3卒	2,501	2,293	2,316	2,369	2,513	2,453	2,352	2,240	2,147	2,042	2,059	2,009
		H15. 3卒	2,347	2,231	2,131	2,146	2,210	2,303	2,184	2,149	2,052	2,030	2,075	2,013
		H16. 3卒	2,406	2,310	2,274	2,317	2,457	2,421	2,351	2,274	2,221	2,189	2,167	2,157
		H17. 3卒	2,343	2,291	2,333	2,330	2,399	2,392	2,281	2,230	2,148	2,104	2,105	2,097
		H18. 3卒	2,122	2,097	1,950	1,997	2,042	2,024	1,990	1,948	1,875	1,856	1,836	1,832
		H19. 3卒	2,085	1,996	2,052	2,139	2,117	2,077	2,029	1,979	1,947	1,951	1,932	1,919
		H20. 3卒	1,989	1,948	1,957	1,919	1,960	1,948	1,894	1,885	1,858	1,845	1,840	1,838
		H21. 3卒	1,801	1,754	1,739	1,716	1,753	1,741	1,699	1,657	1,610	1,616	1,603	1,593
		H22. 3卒	1,724	1,674	1,634	1,662	1,745	1,735	1,709	1,671	1,649	1,669	1,654	1,642
		H23. 3卒	1,714	1,585	1,493	1,539	1,621	1,668	1,646	1,640	1,652	1,658	1,662	1,649
		H24. 3卒	1,619	1,558	1,467	1,577	1,667	1,664	1,655	1,629	1,611	1,620	1,622	1,622
		H25. 3卒	1,950	1,848	1,706	1,712	1,761	1,731	1,716	1,699	1,673	1,669	1,721	1,721
		H26. 3卒	1,597	1,583	1,586	1,542	1,632	1,633	1,626	1,616	1,607	1,605	1,601	1,598
		H27. 3卒	1,563	1,460	1,549	1,589	1,612	1,610	1,570	1,552	1,521	1,518	1,518	1,518
		H28. 3卒	1,606	1,568	1,519	1,540	1,574	1,535	1,522	1,525	1,519	1,514	1,513	1,512
		H29. 3卒	1,539	1,575	1,523	1,546	1,545	1,546	1,550	1,544	1,547	1,542	1,541	1,540
		H30. 3卒	1,429	1,450	1,457	1,474	1,481	1,485	1,471	1,462	1,459	1,457	1,457	1,457
		H31. 3卒	1,553	1,557	1,523	1,538	1,542	1,554	1,538	1,546	1,536	1,532	1,531	1,530
		R2. 3卒	1,535	1,489	1,491	1,498	1,504	1,504	1,503	1,501	1,540	1,536	1,536	1,535
		R3. 3卒	1,443	1,532	1,510	1,471	1,457	1,441	1,425	1,406	1,419	1,412	1,408	1,405
		R4. 3卒	1,357	1,329	1,315	1,365	1,361	1,366	1,380	1,370	1,361	1,358	1,358	1,347
			R5. 3卒	1,142	1,324									

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
		7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末	
求職者数	就職希望者に占める県内希望者の割合	H 6. 3卒	57.9%	58.9%	57.7%	58.4%	59.2%	59.3%	59.1%	59.1%	58.4%	57.7%	—	—
		H 7. 3卒	56.5%	56.5%	56.1%	58.8%	59.5%	60.5%	60.6%	60.1%	59.9%	58.9%	—	—
		H 8. 3卒	61.0%	62.5%	61.8%	62.3%	63.1%	63.3%	62.9%	62.6%	62.2%	61.5%	—	—
		H 9. 3卒	58.3%	60.1%	59.2%	60.2%	60.7%	60.5%	60.6%	60.5%	59.0%	58.4%	—	—
		H10. 3卒	54.5%	55.9%	53.6%	55.1%	55.8%	55.5%	55.3%	55.4%	54.0%	52.9%	—	—
		H11. 3卒	52.0%	49.7%	49.3%	51.3%	53.7%	54.4%	54.5%	53.8%	52.8%	51.3%	—	—
		H12. 3卒	50.6%	53.3%	53.4%	57.0%	59.9%	59.7%	61.0%	61.1%	59.6%	59.8%	59.4%	59.3%
		H13. 3卒	55.7%	55.3%	56.1%	58.4%	60.9%	61.6%	62.1%	61.9%	61.1%	61.1%	61.1%	60.9%
		H14. 3卒	57.1%	55.3%	55.8%	57.6%	60.8%	60.9%	61.4%	60.9%	61.0%	60.6%	60.8%	60.2%
		H15. 3卒	56.9%	58.2%	59.5%	60.6%	61.2%	63.2%	62.5%	63.0%	62.7%	62.6%	63.5%	62.9%
		H16. 3卒	60.5%	59.8%	61.3%	63.5%	65.3%	65.3%	65.5%	64.7%	64.4%	64.4%	64.3%	64.2%
		H17. 3卒	61.8%	61.5%	63.5%	64.6%	65.8%	65.6%	64.6%	64.3%	64.0%	63.6%	63.6%	63.5%
		H18. 3卒	59.3%	59.1%	57.7%	59.0%	60.3%	60.0%	59.8%	59.8%	58.7%	58.4%	58.1%	58.1%
		H19. 3卒	58.5%	56.7%	57.9%	60.2%	60.3%	59.8%	59.7%	59.1%	58.9%	59.0%	59.0%	58.9%
		H20. 3卒	57.4%	58.0%	57.7%	58.7%	59.1%	58.8%	58.1%	58.2%	57.9%	57.7%	57.6%	57.6%
		H21. 3卒	56.2%	56.2%	54.3%	54.0%	54.9%	55.0%	54.6%	54.2%	53.6%	53.8%	53.7%	54.0%
		H22. 3卒	54.6%	54.7%	54.1%	57.0%	59.6%	60.1%	60.2%	60.4%	60.0%	60.4%	60.3%	60.3%
		H23. 3卒	55.4%	53.8%	52.0%	55.5%	57.4%	59.2%	59.4%	59.9%	59.7%	59.8%	59.8%	59.7%
		H24. 3卒	54.4%	53.9%	53.0%	56.3%	58.5%	58.8%	59.1%	59.2%	58.9%	59.0%	59.1%	59.1%
		H25. 3卒	59.4%	59.4%	56.2%	58.5%	60.0%	59.8%	59.9%	59.9%	59.4%	59.4%	60.0%	60.0%
		H26. 3卒	54.8%	55.5%	55.7%	56.5%	58.9%	59.3%	59.4%	59.2%	58.9%	58.8%	58.8%	58.7%
		H27. 3卒	52.6%	50.3%	53.2%	54.5%	55.4%	55.7%	55.2%	54.9%	54.3%	54.3%	54.4%	54.4%
		H28. 3卒	54.7%	55.6%	55.1%	55.4%	56.4%	56.1%	56.0%	56.0%	56.2%	56.2%	56.2%	56.1%
		H29. 3卒	56.0%	57.1%	55.5%	56.4%	56.4%	56.9%	57.1%	57.0%	57.0%	56.9%	56.9%	56.9%
		H30. 3卒	57.0%	56.7%	56.9%	58.1%	58.3%	58.4%	58.4%	58.4%	58.3%	58.3%	58.4%	58.4%
		H31. 3卒	58.3%	58.9%	58.3%	58.5%	58.9%	59.1%	58.9%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%	59.2%
		R2. 3卒	59.9%	59.0%	58.9%	59.3%	59.3%	59.4%	59.4%	59.5%	59.4%	59.4%	59.4%	59.4%
		R3. 3卒	59.2%	62.3%	61.5%	61.7%	62.5%	62.5%	62.5%	62.4%	62.8%	62.7%	62.6%	62.6%
		R4. 3卒	63.3%	63.7%	64.2%	65.9%	66.1%	66.5%	65.9%	65.8%	65.9%	65.9%	65.9%	65.7%
		R5. 3卒	63.1%	63.7%										

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求人倍率	求職者全体に対する求人倍率 ① / ②	H 6. 3卒	0.72	0.83	0.85	0.84	0.85	0.88	0.93	0.94	0.97	1.01	－	－
		H 7. 3卒	0.50	0.60	0.66	0.72	0.74	0.78	0.82	0.89	0.92	0.96	－	－
		H 8. 3卒	0.45	0.54	0.60	0.66	0.69	0.72	0.76	0.81	0.84	0.88	－	－
		H 9. 3卒	0.38	0.49	0.56	0.62	0.66	0.70	0.74	0.80	0.84	0.85	－	－
		H10. 3卒	0.36	0.43	0.51	0.56	0.58	0.61	0.64	0.68	0.72	0.74	－	－
		H11. 3卒	0.23	0.28	0.32	0.37	0.39	0.42	0.45	0.51	0.54	0.57	－	－
		H12. 3卒	0.16	0.23	0.28	0.34	0.37	0.41	0.52	0.58	0.63	0.65	0.65	0.66
		H13. 3卒	0.19	0.24	0.30	0.35	0.41	0.46	0.52	0.57	0.59	0.61	0.61	0.61
		H14. 3卒	0.15	0.20	0.23	0.26	0.33	0.37	0.45	0.51	0.55	0.57	0.57	0.58
		H15. 3卒	0.13	0.19	0.25	0.31	0.37	0.39	0.47	0.53	0.58	0.58	0.58	0.59
		H16. 3卒	0.14	0.21	0.27	0.35	0.39	0.44	0.51	0.58	0.61	0.62	0.63	0.63
		H17. 3卒	0.20	0.29	0.37	0.47	0.52	0.54	0.61	0.65	0.69	0.70	0.70	0.70
		H18. 3卒	0.23	0.32	0.41	0.50	0.56	0.59	0.66	0.70	0.72	0.72	0.73	0.73
		H19. 3卒	0.36	0.44	0.51	0.61	0.65	0.68	0.74	0.78	0.80	0.80	0.81	0.81
		H20. 3卒	0.36	0.46	0.50	0.62	0.68	0.70	0.74	0.75	0.77	0.78	0.78	0.78
		H21. 3卒	0.45	0.53	0.55	0.62	0.63	0.65	0.68	0.70	0.72	0.72	0.72	0.73
		H22. 3卒	0.24	0.33	0.36	0.43	0.47	0.52	0.57	0.62	0.63	0.63	0.63	0.64
		H23. 3卒	0.25	0.35	0.41	0.50	0.53	0.57	0.63	0.65	0.66	0.66	0.66	0.66
		H24. 3卒	0.31	0.41	0.50	0.60	0.63	0.67	0.72	0.76	0.78	0.78	0.78	0.78
		H25. 3卒	0.33	0.46	0.56	0.69	0.73	0.79	0.83	0.87	0.88	0.88	0.87	0.87
		H26. 3卒	0.48	0.62	0.70	0.84	0.88	0.93	0.96	0.98	0.98	0.98	0.98	0.99
		H27. 3卒	0.64	0.75	0.89	0.98	1.01	1.04	1.08	1.10	1.11	1.11	1.11	1.11
		H28. 3卒	0.82	0.96	1.07	1.15	1.16	1.20	1.23	1.23	1.25	1.25	1.25	1.25
		H29. 3卒	1.06	1.17	1.24	1.30	1.33	1.36	1.37	1.38	1.38	1.39	1.39	1.39
		H30. 3卒	1.37	1.45	1.51	1.59	1.60	1.61	1.64	1.65	1.65	1.66	1.66	1.66
		H31. 3卒	1.46	1.55	1.59	1.65	1.68	1.69	1.72	1.72	1.74	1.75	1.75	1.75
		R2. 3卒	1.58	1.66	1.71	1.76	1.77	1.79	1.79	1.80	1.76	1.76	1.76	1.76
		R3. 3卒	1.30	1.37	1.44	1.54	1.63	1.69	1.74	1.76	1.76	1.77	1.77	1.77
		R4. 3卒	1.55	1.68	1.79	1.83	1.86	1.91	1.89	1.91	1.93	1.94	1.94	1.96
		R5. 3卒	2.09	1.93										

新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況														
			7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	12月末	1月末	2月末	3月末	4月末	5月末	6月末
求人倍率	県内求職者に対する求人倍率 ① / ③	H 6. 3卒	1.24	1.40	1.48	1.44	1.44	1.49	1.57	1.60	1.66	1.75	—	—
		H 7. 3卒	0.88	1.07	1.18	1.22	1.24	1.30	1.36	1.48	1.53	1.63	—	—
		H 8. 3卒	0.73	0.87	0.98	1.06	1.09	1.13	1.22	1.30	1.36	1.43	—	—
		H 9. 3卒	0.66	0.82	0.94	1.03	1.10	1.16	1.22	1.33	1.42	1.46	—	—
		H10. 3卒	0.67	0.77	0.95	1.03	1.04	1.09	1.16	1.22	1.33	1.39	—	—
		H11. 3卒	0.44	0.56	0.65	0.71	0.72	0.77	0.83	0.94	1.02	1.10	—	—
		H12. 3卒	0.32	0.43	0.52	0.59	0.62	0.69	0.85	0.95	1.06	1.08	1.10	1.11
		H13. 3卒	0.34	0.43	0.53	0.60	0.67	0.75	0.83	0.91	0.96	0.99	0.99	1.00
		H14. 3卒	0.26	0.37	0.41	0.46	0.55	0.61	0.73	0.84	0.90	0.95	0.94	0.96
		H15. 3卒	0.22	0.32	0.42	0.51	0.60	0.62	0.76	0.84	0.92	0.93	0.91	0.94
		H16. 3卒	0.23	0.35	0.45	0.55	0.60	0.67	0.78	0.90	0.95	0.97	0.98	0.98
		H17. 3卒	0.32	0.47	0.58	0.72	0.79	0.83	0.95	1.01	1.07	1.10	1.10	1.10
		H18. 3卒	0.39	0.55	0.71	0.84	0.92	0.98	1.10	1.16	1.22	1.24	1.25	1.25
		H19. 3卒	0.62	0.78	0.88	1.01	1.08	1.15	1.24	1.32	1.36	1.36	1.37	1.38
		H20. 3卒	0.63	0.79	0.87	1.06	1.15	1.20	1.27	1.29	1.34	1.35	1.35	1.36
		H21. 3卒	0.80	0.94	1.02	1.14	1.15	1.19	1.25	1.30	1.34	1.33	1.34	1.35
		H22. 3卒	0.44	0.60	0.66	0.76	0.79	0.86	0.95	1.02	1.05	1.04	1.05	1.06
		H23. 3卒	0.45	0.65	0.80	0.91	0.93	0.96	1.05	1.09	1.10	1.10	1.10	1.11
		H24. 3卒	0.57	0.76	0.95	1.06	1.08	1.14	1.23	1.28	1.32	1.31	1.31	1.31
		H25. 3卒	0.55	0.78	0.99	1.19	1.22	1.32	1.39	1.45	1.49	1.49	1.44	1.44
		H26. 3卒	0.88	1.11	1.26	1.48	1.49	1.56	1.61	1.65	1.67	1.67	1.68	1.68
		H27. 3卒	1.21	1.48	1.67	1.81	1.82	1.87	1.96	2.00	2.04	2.04	2.04	2.04
		H28. 3卒	1.50	1.73	1.95	2.07	2.06	2.15	2.19	2.20	2.22	2.23	2.23	2.23
		H29. 3卒	1.89	2.04	2.23	2.31	2.36	2.39	2.40	2.43	2.42	2.43	2.44	2.44
		H30. 3卒	2.41	2.55	2.65	2.73	2.75	2.76	2.80	2.83	2.84	2.84	2.84	2.85
		H31. 3卒	2.51	2.63	2.73	2.82	2.86	2.86	2.91	2.91	2.93	2.95	2.95	2.95
		R2. 3卒	2.63	2.81	2.89	2.96	2.98	3.01	3.02	3.03	2.96	2.96	2.96	2.97
		R3. 3卒	2.19	2.20	2.34	2.50	2.60	2.71	2.78	2.82	2.80	2.82	2.83	2.84
		R4. 3卒	2.45	2.64	2.79	2.77	2.81	2.87	2.87	2.91	2.93	2.94	2.95	2.98
		R5. 3卒	3.32	3.04										

報道関係者 各位

令和4年9月30日

【照会先】宮崎労働局労働基準部賃金室

室長 森 久美

室長補佐 吉田 恭

(代表電話) 0985(38)8825

(直通電話) 0985(38)8836

宮崎県最低賃金の改正について ～ 10月6日から時間額853円に ～

宮崎労働局（局長 田中大介）は、宮崎県（地域別）最低賃金について、10月6日（木）から時間額「853円」（引上額32円）に改正します。

32円の引上げ（引上げ率 3.90%）は過去最大の引上げです。

また、宮崎県特定（産業別）最低賃金について、宮崎県内には4件の特定（産業別）最低賃金がありますが、現在、自動車（新車）小売業最低賃金は改正審議を進めております。

その他の特定（産業別）最低賃金については、今年度は改定されませんので10月6日（木）から宮崎県（地域別）最低賃金 時間額「853円」が適用されます。

最低賃金は、宮崎県内の事業場で働く常用、臨時、パートタイマーなどすべての労働者に対し適用され、最低賃金を下回る賃金額は無効となり、最低賃金を下回る賃金を支払った事業主は刑罰の対象となります。

【最低賃金法（昭和34. 4. 15法律137号）】

第4条（抄） 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

- 2 最低賃金の適用を受ける労働者と使用者との間の労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分について無効とする。この場合において無効となった部分は、最低賃金と同様の定をしたものとみなす。

知っていますか？ 自分の最低賃金

宮崎県 最低賃金

853^{時間額}円

令和4年 10月6日から

前年比 **32円UP** 

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！



最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>

最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは宮崎労働局または最寄りの労働基準監督署へ
宮崎労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/miyazaki-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円
を助成

「最低賃金制度」って、

働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度のことだよ！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1) 確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給	≧	最低賃金額(時間額)
円		円

2 日給の場合

日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

3 月給の場合

月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)
円		時間		円		円

4 上記 1, 2, 3 が組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給(日給) → 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当(月給) → 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精皆勤手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を積極的に活用しましょう。

業務改善助成金の動画もあります。

詳しくは、[こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)



支給の要件

1

事業場内最低賃金の引上げ

2

引上げ後の賃金額の支払い

3

生産性向上に資する機器・設備などを導入

4

解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない

設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金支給までの流れ

1

交付申請書・事業実施計画などを、事業場がある都道府県労働局に提出



2

交付決定後、提出した計画に沿って事業実施

3

労働局に事業実施結果を報告



4

支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、[こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R4.9)

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

宮崎労働局 賃 金 室

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
14	605	1	0.17	632	0	0.00	659	1	0.15	645	1	0.16	673	1	0.15
15	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
16	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0	705	0	0			

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年から改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
 各種商品小売業最低賃金は平成2年から改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。
 電気機械器具製造業最低賃金は令和4は改正なし→令和4年10月6日から地域別最低賃金を適用。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移

(宮崎労働局)

事項別 年	法違反の状況			法違反事業場の認識状況(%)			最賃未満労働者の状況		
	監督実施 事業場数	法第4条違反 事業場数	違反率 (%)	適用される 最賃額を 知っている	金額は知らないが、 最賃が適用されることは知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施 事業場の 労働者数	最低賃金 未満労働 者数	最低賃金 未満労働 者数の比率 (%)
21	126	9	7.1	55.6	44.4	0.0	2,234	44	2.0
22	140	8	5.7	0.0	100.0	0.0	1,706	25	1.5
23	161	12	7.5	23.0	77.0	0.0	1,725	43	2.5
24	141	5	3.5	53.1	43.2	2.1	1,593	13	0.8
25	157	20	12.7	45.0	50.0	5.0	1,886	84	4.5
26	142	13	9.2	30.8	53.8	15.4	1,772	36	2.0
27	185	17	9.2	52.9	41.2	5.9	1,223	65	5.3
28	181	21	11.6	38.1	57.1	4.8	2,561	93	3.6
29	200	23	11.5	56.5	34.8	8.7	1,489	52	3.5
30	209	26	12.4	34.6	57.7	7.7	1,693	42	2.5
31	244	22	9.0	45.5	45.5	9.1	3,466	63	1.8
02	262	15	5.7	46.7	46.7	6.7	2,718	41	1.5
03	110	7	6.4	88.2	11.8	0.0	879	11	1.3
04	208	13	6.3	46.2	53.8	0.0	1,504	27	1.8

(注) 各年とも1月～12月の間(21年は6月まで)の結果です。

※令和4年は3月31日現在の数値です。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督の実施結果(令和4年1～3月分)

(宮崎労働局)

⑧法 違 反 の 状 況			⑩法違反事業場の認識状況(%)			⑦⑧最賃未満労働者の状況			⑪最低賃金額以上を支払っていない理由									⑫働き方推進センターに対する認識		⑬業務改善助成金に対する認識	
監督実施事業場数	法第4条違反事業場数	違反率(%)	適用される最賃額を知っている	金額は知らないが、最賃が適用されることは知っている	最賃が適用されることを知らなかった	監督実施事業場の労働者数	最低賃金未満労働者数	最低賃金未満労働者数の比率(%)	1売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった	3適用される最賃額を知らなかった	4最低賃金の改定(金額・発行日)を知っていたが賃金の改定をしてなかった	5賃金を時間額に換算して比較していなかった	6パート・アルバイトには適用されないと思っていた	8高齢者には適用されないと思っていた	10減額特例の更新申請を怠っていた	11労働者から最賃額未満でも働かせてほしいと申出があり、合意があれば最賃額未満でもよいと思っていた	12その他	知っている。	知らない。	知っている。	知らない
208	13	6.3%	179	29	0	1504	27	1.8%	1	7	2	1	0	0	0	0	2	48	160	43	165

宮崎労働局発表
令和4年9月30日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

課長 新盛 末弘

労働衛生専門官 地福 竹志

(代表電話) 0985 (38) 8825

(直通電話) 0985 (38) 8835

(時間外) 0985(44)0641

令和4年度全国労働衛生週間(第73回)の実施について

～今年のスローガンは「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」～

厚生労働省では、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、令和4年10月1日から10月7日まで、全国労働衛生週間を展開します。

本週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年度で第73回を迎えます。

今年は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとしています。

今年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“3つの密”（（1）密閉、（2）密集、（3）密接）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施します。

令和4年の新型コロナ感染による業務上疾病（休業4日以上）は、8月末現在で412件と昨年を大幅に上回っていることから、宮崎労働局（局長 田中 田中 田中）では、引き続き職場における感染防止対策の徹底を呼びかけます。

【宮崎県内における労働衛生の現状】

①職業性疾病の発生状況

令和3年における休業4日以上の職業性疾病による被災者数は、283人で前年の180人を大幅に上回りました。

疾病別では「病原体による疾病」が最も多く146人で、全体の51.6%を占めており、そのうちの144人が新型コロナウイルス感染による

ものです。

次いで「腰痛」が５７人で２０．１％、「腰痛以外の負傷に起因する疾病」が３５人で１２．４％となっています。

②定期健康診断の実施状況

県内の労働安全衛生法に基づく定期健診の有所見率は５８．０９％で、前年比で１．３７％高くなっています（全国平均の５８．６８％は僅かに下回りました）。

③衛生管理者及び産業医の選任状況

県内の労働者数５０人以上の事業場（１，０６５事業場）における衛生管理者及び産業医の選任状況は、衛生管理者の選任率は９３．４％、産業医の選任率は９４．５％となっており、いずれも全国平均を上回っています。

【添付資料】

資料１ 宮崎県における労働衛生の現状について

資料２ リーフレット 令和４年度全国労働衛生週間（宮崎労働局版）

資料３ リーフレット 第７３回全国労働衛生週間（本省版）

資料４ 令和４年度全国労働衛生週間実施要項

宮崎県における労働衛生の現状について（令和3年）

宮崎労働局（確定版）

1. 職業性疾病の発生状況

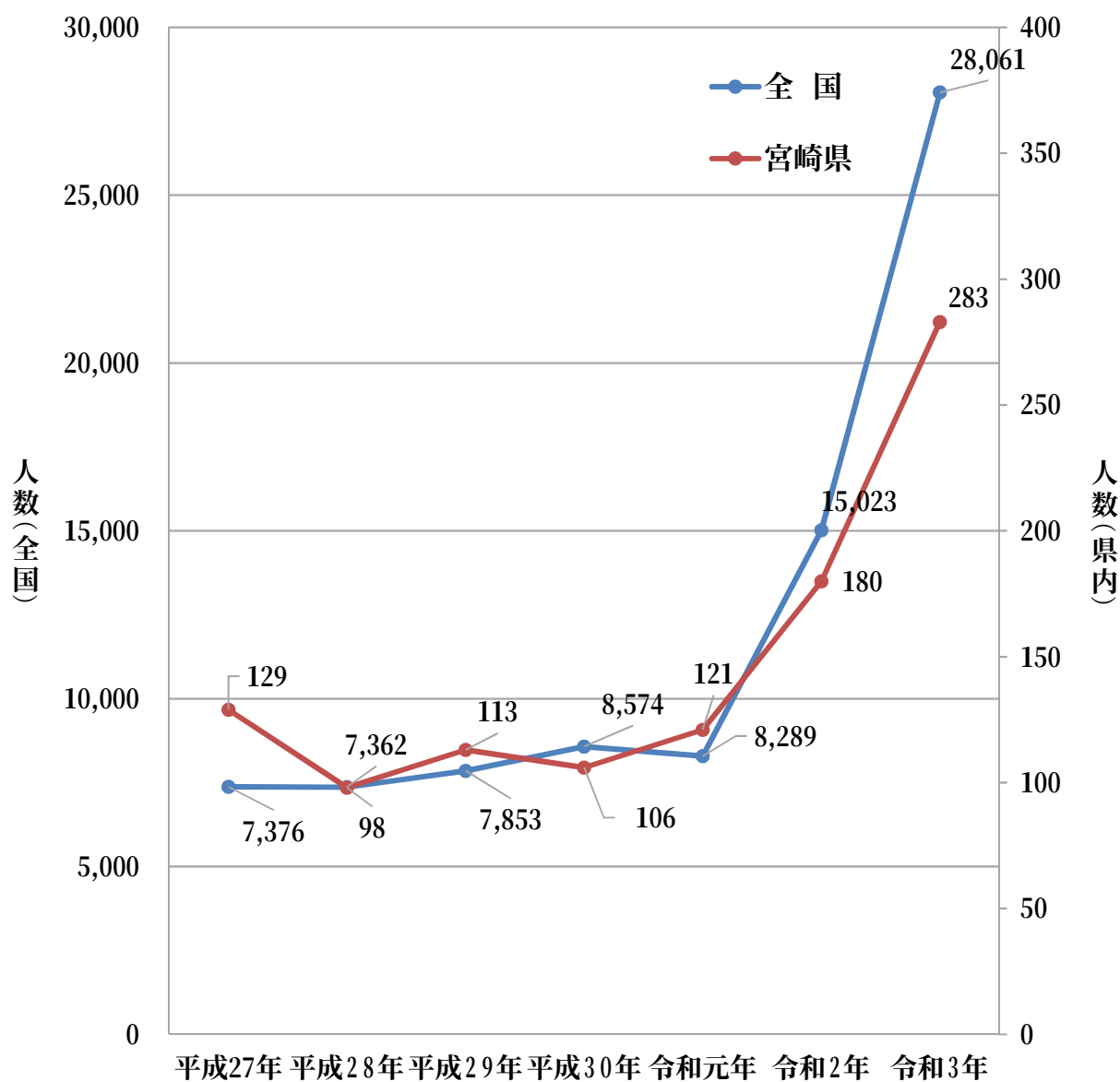
令和3年における職業性疾病の発生状況は、第1表のとおりである。
県内における職業性疾病による被災者数は283人で、前年同期比で103人(57.2%)増加した。
疾病項目別では、病原体による疾病（新型コロナウイルス感染症144人を含む）が146人（51.6%）で最も多く、次いで、負傷に起因する疾病（腰痛）が57人（20.1%）、負傷に起因する疾病（腰痛以外）が35人（12.4%）、振動障害が20人（7.1%）、異常温度条件下における疾病（熱中症6人を含む）が7人（2.5%）、じん肺及びじん肺合併症が5人（1.8%）となっている。

第1表 職業性疾病の発生状況（令和3年）

業 種 項 目		製 造 業	鉱 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	貨 物 取 扱 業	農 林 水 産 業	商 業 ・ 金 融 ・ 広 告 業	保 健 衛 生 業	接 客 ・ 娯 楽 業	清 掃 ・ と 畜 業	左 記 以 外 の 事 業	全 産 業
①	負傷に起因する疾病 （うち腰痛）	19 (12)	0	6	6 (3)	1 (1)	11 (3)	15 (10)	27 (24)	5 (4)	1	1	92 (57)
② 物理的 因子による 疾病	有害光線による疾病												0
	電離放射線による疾病												0
	異常気圧下における疾病												0
	異常温度条件による疾病	1		1			3	2					7
	騒音による耳の疾病												0
	上記以外の原因による疾病												0
③ 作業態様 に起因する 疾病	重激業務による疾病												0
	負傷によらない業務上の腰痛												0
	振動障害	3		11			6						20
	手指前腕障害顎肩腕症候群												0
	上記以外の原因による疾病	1											1
④	化学物質による疾病	2								1	1		4
⑤	じん肺症及びじん肺合併症	2	1	2									5
⑥	病原体による疾病	34		5			1	14	69	14		9	146
⑦ がん	電離放射線によるがん												0
	化学物質によるがん												0
	その他の原因によるがん												0
⑧	過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等				1								1
⑨	強い心理的負荷を伴う業務による精神障害							1					1
⑩	その他の業務による明かな疾病	1					1		4				6
合 計		63	1	25	7	1	22	32	100	20	2	10	283
(全 国)		3,670	25	1,770	1,577	293	250	3,134	14,543	896	562	1,341	28,061

(注) 1 本表は、労働者死傷病報告に基づき作成したものです。ただし、宮崎局の振動障害件数は労災給付データに基づいています。
2 「①負傷に起因する疾病」欄内の（ ）は腰痛の内数です。
3 「⑤じん肺症及びじん肺合併症」欄内の数値は、最終粉じん事業場が県内分で、管理4と合併症り患者の合計です。

職業性疾病の発生状況



	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全 国	7,376	7,362	7,853	8,574	8,289	15,023	28,061
宮崎県	129	98	113	106	121	180	283

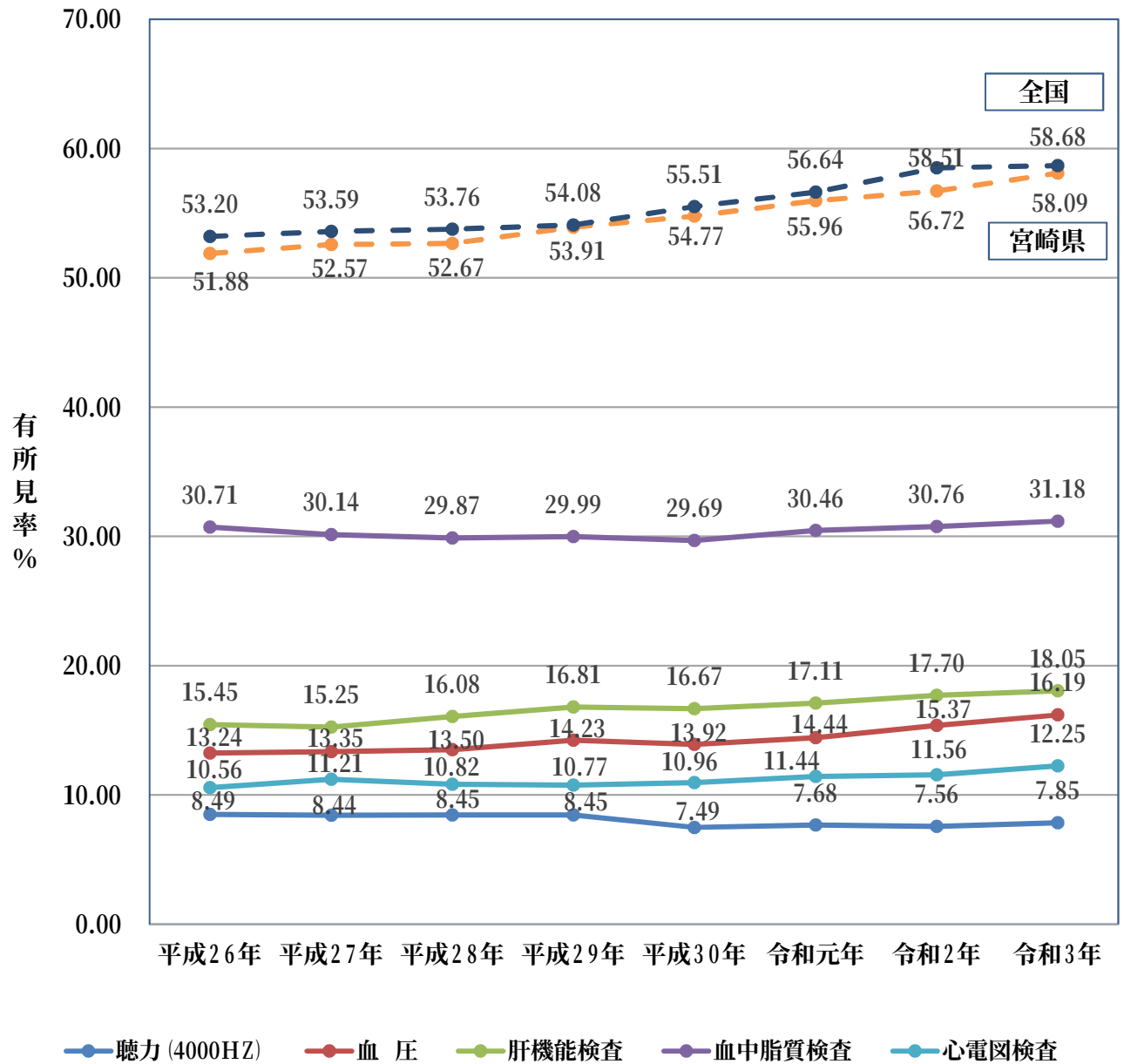
2. 定期健康診断の実施状況

- ① 宮崎県内の事業場（原則労働者数50人以上）から報告のあった労働安全衛生法に基づく定期健康診断の実施状況は、第2表のとおりである。定期健康診断の平均受診率は83.10%、全産業の有所見率は58.09%で、有所見率は前年比で1.37%高くなった。また、全国平均の58.68%を下回った。
- ② 業種別の有所見率は、製造業、建設業、接客娯楽業では全国平均を上回っているが、運輸交通業、農林業、商業、保健衛生業では有所見率が全国平均を下回っている。
- ③ 主要項目別の有所見の状況は、①血中脂質 ②肝機能 ③血圧 ④心電図⑤血糖の順で有所見率が高く（歯科健診は除く）になっており、これらの項目は「肝機能」を除けば、脳血管疾患及び虚血性心疾患（脳・心臓疾患）の発症と関連が高い検査項目であることから、保健指導、健康教育、運動指導等を通じて有所見項目の改善を図るとともに、症状に応じて労働時間の短縮や配置転換等の就業上の措置を行うことが求められている。

第2表 健康診断実施状況(令和3年) (宮崎県内)

業 種			製 造 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	農 林 業	商 業	保 健 衛 生 業	接 客 娯 楽 業	左 記 以 外 の 事 業	全 産 業 計
項 目											
健康診断実施事業場			241	33	73	12	122	216	39	191	927
受診者数			28,505	3,145	5,283	653	8,333	22,150	1,652	19,395	89,116
平均受診率(%)			87.60%	96.50%	93.00%	95.10%	78.10%	79.90%	55.10%	81.90%	83.10%
特定業務従事労働者数			9,102	59	1,641	3	866	11,737	217	1,456	25,081
所見のあった人数			14,957	1,816	3,604	433	5,882	12,170	888	12,014	51,764
宮崎県の有所見率(%)			52.47%	57.74%	68.22%	66.31%	70.59%	54.94%	53.75%	61.94%	58.09%
全国の有所見率(%)			57.26%	64.72%	66.38%	66.06%	60.77%	54.22%	60.26%	59.50%	58.68%
医 師 の 指 示 人 数			8,436	853	1,913	253	3,240	5,833	523	6,551	27,602
項目別有所見者数及び有所見率	聴力(1000HZ)	有所見者数	916	136	353	35	586	742	77	868	3,713
		有所見率(%)	3.25%	4.39%	6.83%	5.37%	7.98%	3.65%	4.70%	4.63%	4.36%
	聴力(4000HZ)	有所見者数	1,707	345	899	109	780	966	109	1,766	6,681
		有所見率(%)	6.06%	11.14%	17.39%	16.72%	10.62%	4.76%	6.65%	9.44%	7.85%
	聴力(その他)	有所見者数	5	0	31	0	2	8	0	29	75
		有所見率(%)	0.82%	0.00%	7.51%	0.00%	0.24%	0.52%	0.00%	2.13%	1.52%
	胸部X線検査	有所見者数	514	80	248	39	460	539	30	791	2,701
		有所見率(%)	1.99%	2.62%	4.90%	6.05%	5.66%	2.86%	1.91%	4.23%	3.30%
	喀痰検査	有所見者数	1	0	0	0	0	0	0	0	1
		有所見率(%)	0.33%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.12%
	血圧	有所見者数	4,074	518	1,187	174	1,607	3,003	282	3,582	14,427
		有所見率(%)	14.29%	16.47%	22.47%	26.65%	19.28%	13.56%	17.07%	18.47%	16.19%
	貧血検査	有所見者数	1,758	103	220	67	737	1,890	76	1,339	6,190
		有所見率(%)	6.70%	3.83%	4.46%	12.91%	9.47%	9.14%	4.86%	7.40%	7.50%
	肝機能検査	有所見者数	4,367	564	1,161	177	1,458	3,278	261	3,661	14,927
		有所見率(%)	16.82%	19.50%	23.82%	28.83%	18.63%	16.10%	16.58%	19.66%	18.05%
	血中脂質検査	有所見者数	7,461	783	1,808	218	2,798	6,075	444	6,113	25,700
		有所見率(%)	28.68%	27.15%	37.09%	35.50%	35.75%	30.35%	28.19%	32.83%	31.18%
	血糖検査	有所見者数	2,458	317	661	114	1,412	2,149	177	2,617	9,905
		有所見率(%)	9.38%	11.14%	13.59%	18.60%	18.05%	10.76%	11.24%	14.05%	12.00%
	尿検査(糖)	有所見者数	675	101	233	22	197	413	40	635	2,316
		有所見率(%)	2.41%	3.24%	4.42%	3.37%	2.38%	1.89%	2.44%	3.34%	2.64%
	尿検査(蛋白)	有所見者数	851	166	288	39	353	1,031	70	935	3,733
		有所見率(%)	3.04%	5.28%	5.46%	5.97%	4.24%	4.68%	4.24%	4.86%	4.23%
	心電図検査	有所見者数	2,614	265	622	67	1,137	2,131	222	2,256	9,314
		有所見率(%)	10.99%	9.48%	13.19%	11.96%	15.01%	12.60%	14.47%	12.41%	12.25%
	歯科健診	有所見者数	33	0	0	0	1	21	0	9	64
		有所見率(%)	12.99%	0.00%	0.00%	0.00%	14.29%	11.48%	0.00%	0.00%	9.25%

定期健康診断における有所見者の推移



項 目	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
聴力 (4000HZ)	8.49	8.44	8.45	8.45	7.49	7.68	7.56	7.85
血 圧	13.24	13.35	13.50	14.23	13.92	14.44	15.37	16.19
肝機能検査	15.45	15.25	16.08	16.81	16.67	17.11	17.70	18.05
血中脂質検査	30.71	30.14	29.87	29.99	29.69	30.46	30.76	31.18
心電図検査	10.56	11.21	10.82	10.77	10.96	11.44	11.56	12.25
有所見率 (宮崎県)	51.88	52.57	52.67	53.91	54.77	55.96	56.72	58.09
有所見率 (全国)	53.20	53.59	53.76	54.08	55.51	56.64	58.51	58.68

3. 特殊健康診断実施状況

法定の健診における有所見者数は、電離放射線、有機溶剤、特定化学物質の順に多く、有機溶剤、電離放射、石綿については、有所見率が全国平均を上回っている。

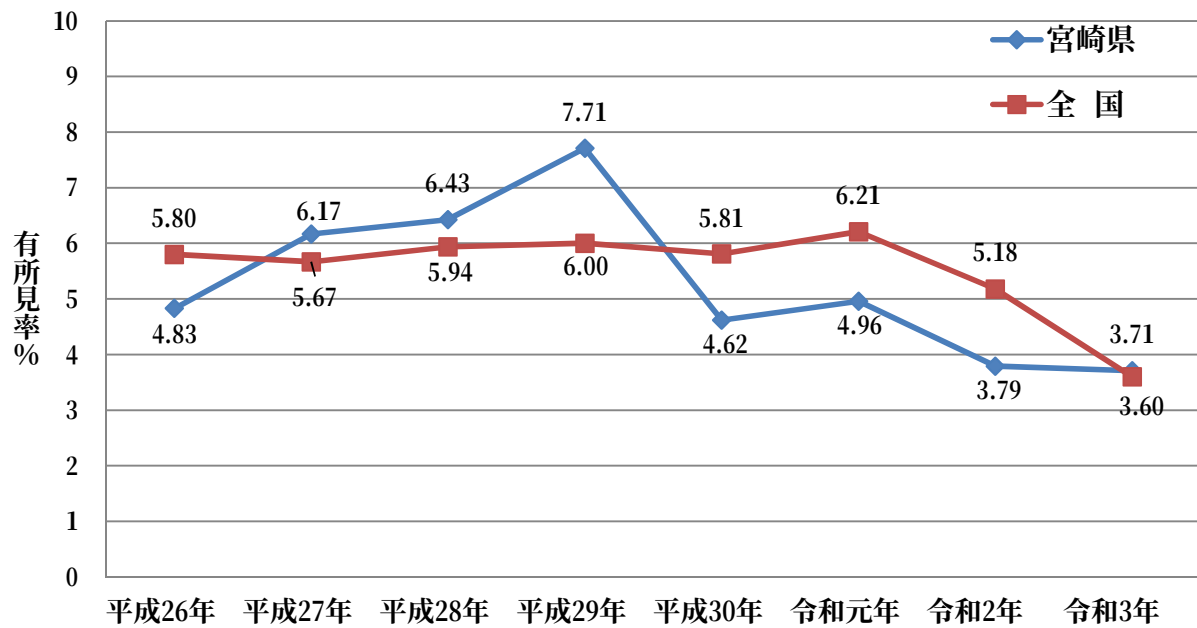
健診の実施率（じん肺は報告率）は、石綿、じん肺、有機溶剤の順に低調であることから、引き続きこれらの有害業務に係る健康管理対策、設備対策、作業環境対策等を図る必要が認められる。

第3表 特殊健康診断実施状況(令和3年) (宮崎県内)

	対 象 事 業 場 数	実 施 事 業 場 数	実 施 率 （ ％ ）	対 象 労 働 者 数	受 診 労 働 者 数	有 所 見 者 数	有 所 見 率 （ ％ ）	
							県 内	全国平均
有機溶剤	368	298	81.0	4,657	4,234	157	3.71	3.60
鉛	20	18	90.0	223	209	1	0.40	1.40
電離放射線	152	144	94.7	2,440	2,421	339	14.00	9.32
特定化学物質	303	263	86.8	6,359	5,989	61	1.02	1.67
高気圧	3	3	100.0	50	50	0	0.00	4.67
石綿	10	7	70.0	138	110	1	0.91	0.80
じん肺	375	273	72.8	3,742	1,865	0	0.00	0.02

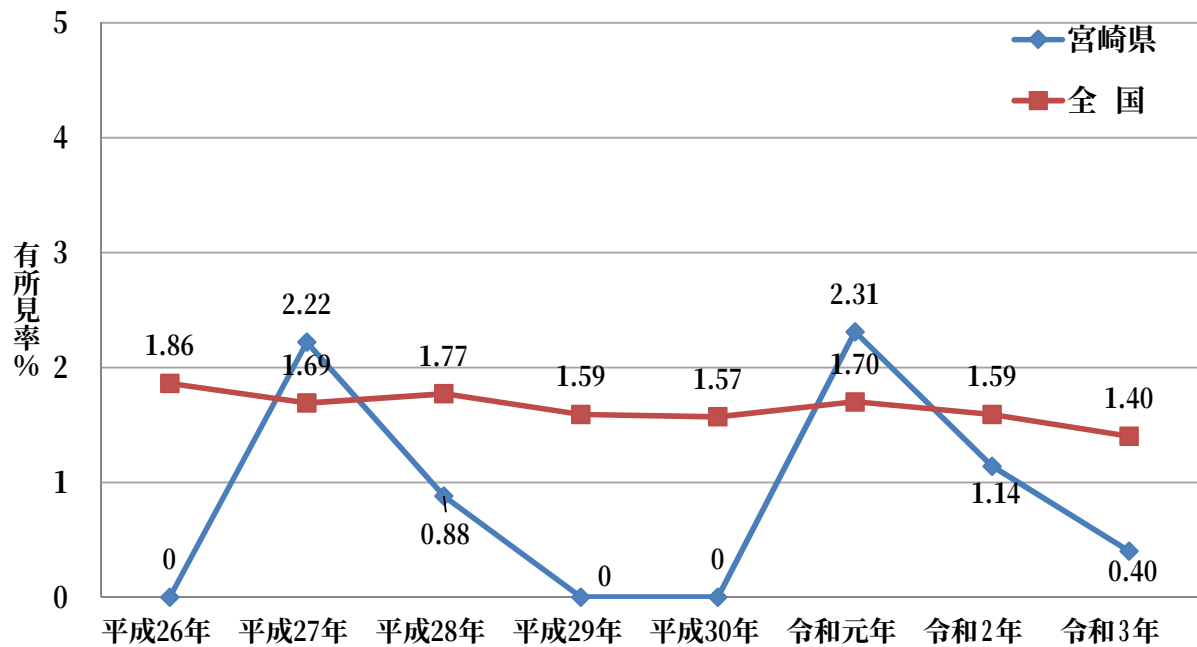
※じん肺に関しては、対象事業場数は適用事業場数、実施事業場数は報告事業場数となり実施率ではなく報告率となる。また、じん肺の「有所見者数」は新規有所見者数であり、以前に管理区分の決定を受けている者は除いている。

有機溶剤健康診断における有所見率の推移



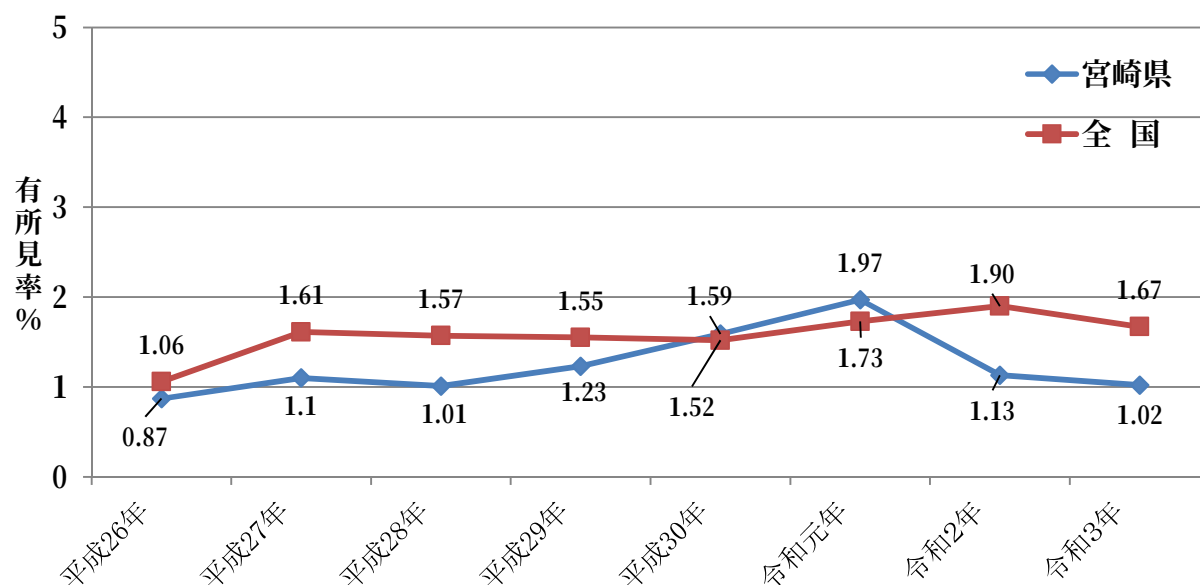
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮崎県	4.83	6.17	6.43	7.71	4.62	4.96	3.79	3.71
全 国	5.80	5.67	5.94	6.00	5.81	6.21	5.18	3.60

鉛健康診断における有所見率の推移



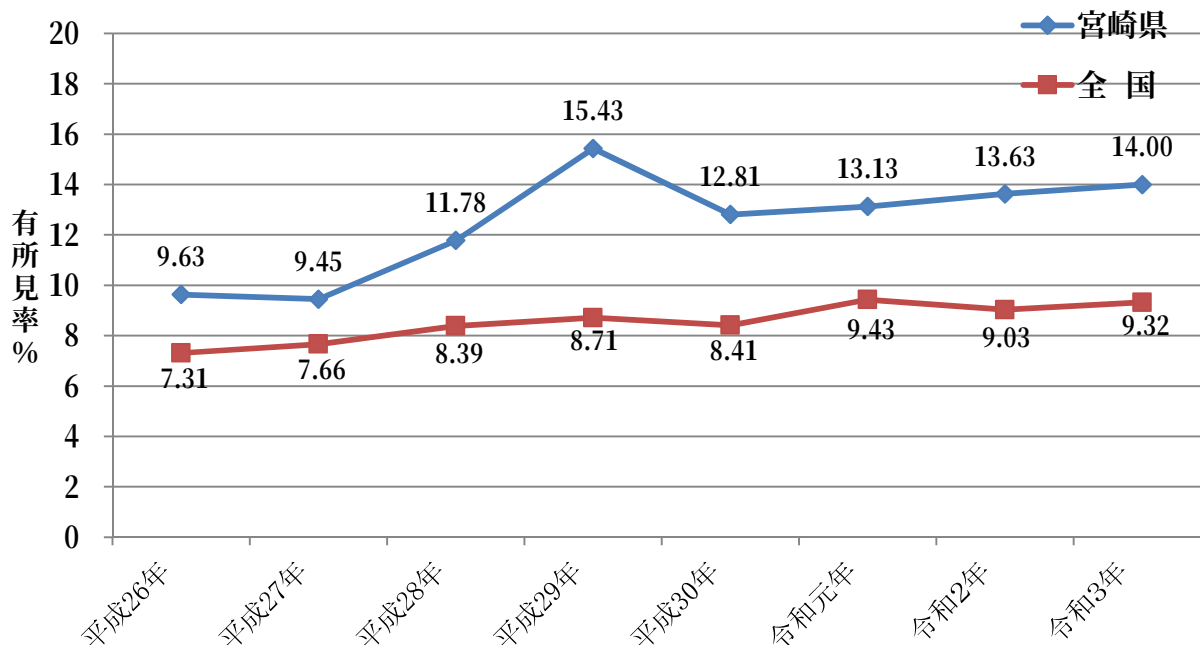
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮崎県	0	2.22	0.88	0	0	2.31	1.14	0.40
全 国	1.86	1.69	1.77	1.59	1.57	1.70	1.59	1.40

特定化学物質健康診断における有所見率の推移



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮崎県	0.87	1.1	1.01	1.23	1.59	1.97	1.13	1.02
全国	1.06	1.61	1.57	1.55	1.52	1.73	1.90	1.67

電離放射線健康診断における有所見率の推移



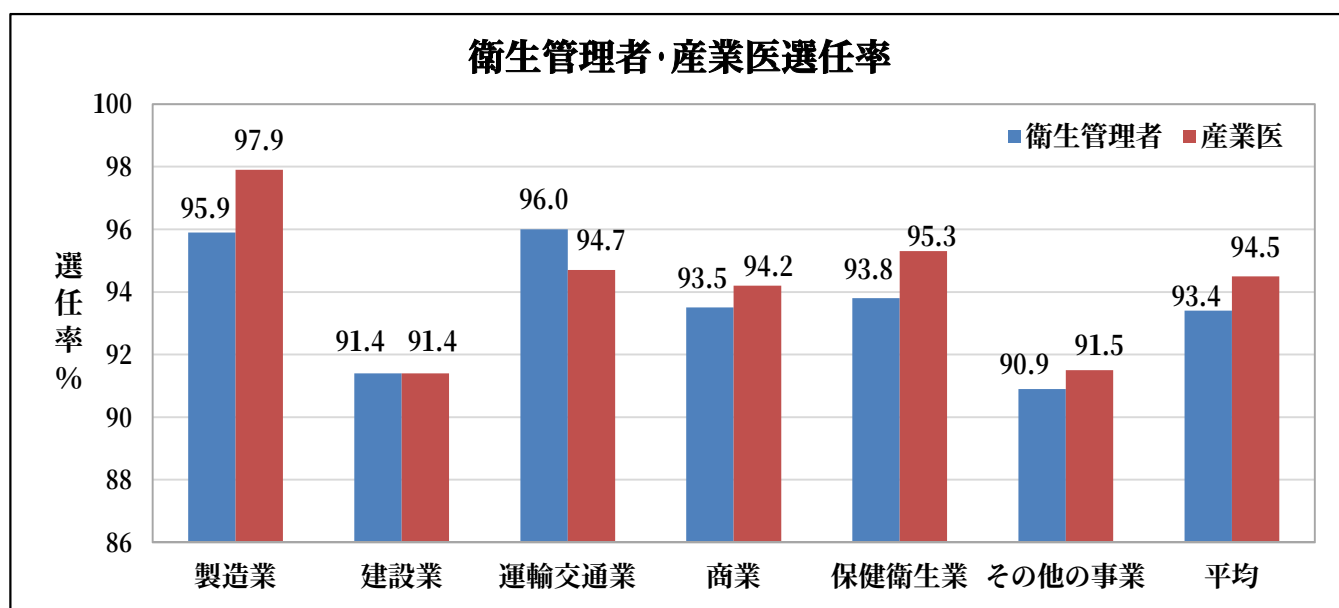
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
宮崎県	9.63	9.45	11.78	15.43	12.81	13.13	13.63	14.00
全国	7.31	7.66	8.39	8.71	8.41	9.43	9.03	9.32

4. 産業医及び衛生管理者の選任状況

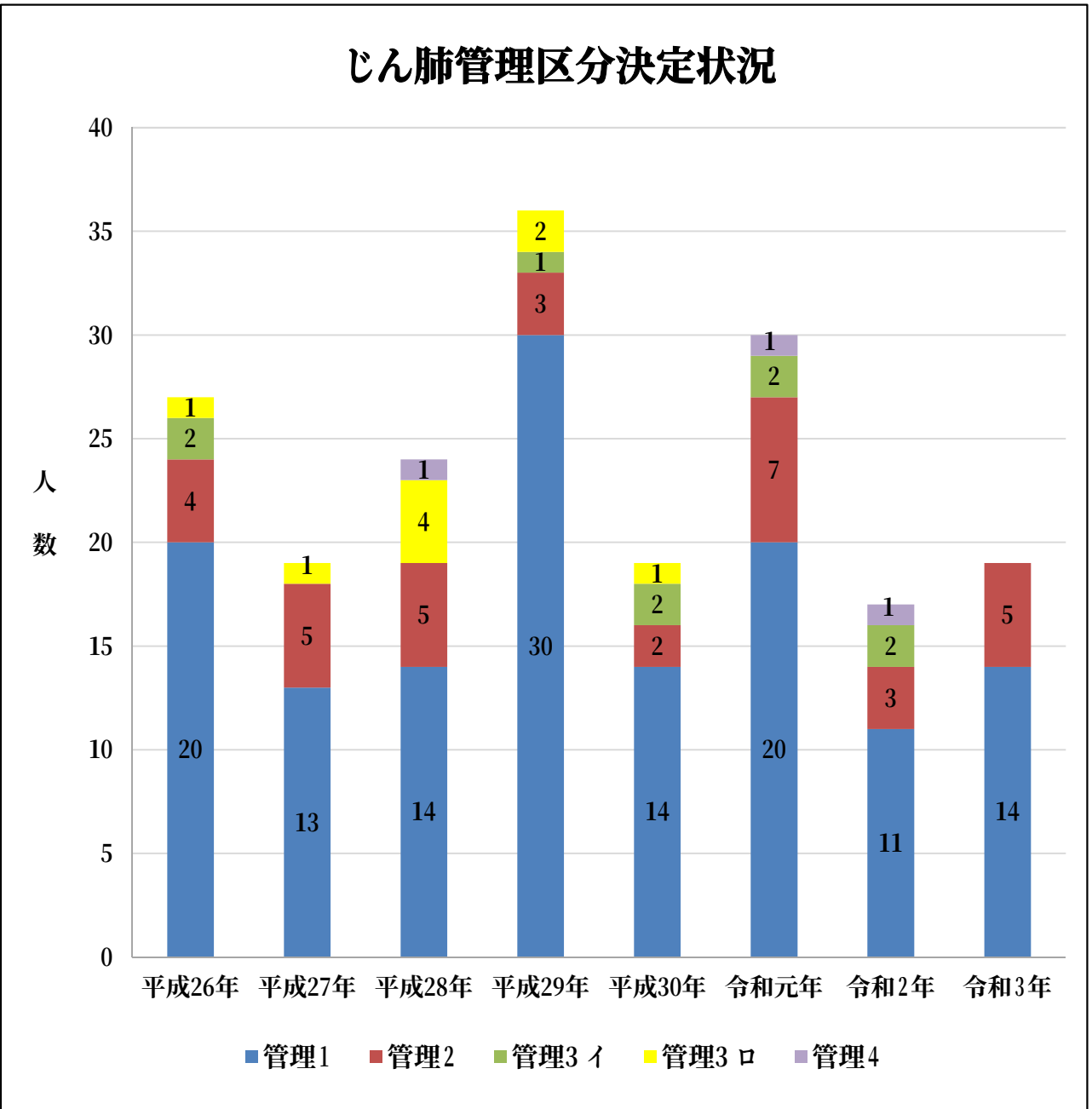
- ① 労働者数50人以上の事業場における衛生管理者及び産業医の選任状況は第4表のとおりである。
- ② 衛生管理者の選任率を業種別に見ると、運輸交通業 (96.0%) が最も高く、次いで、製造業 (95.9%)、保健衛生業 (93.8%)、商業 (93.5%)、建設業 (91.4%)の順となっている。
産業医については、製造業 (97.9%)、保健衛生業 (95.3%)、運輸交通業 (94.7%)、商業 (94.2%)、建設業 (91.4%) の順となっている。
- ③ 建設業と商業が、他業種と比較して衛生管理者・産業医の選任率が低い状況にある。
- ④ 全国平均と比較すると、衛生管理者・産業医の選任率はやや高い。

第4表 産業医及び衛生管理者選任状況 (令和3年12月末日現在)

業 種		製 造 業	建 設 業	運 輸 交 通 業	商 業	保 健 衛 生 業	左 記 以 外 の 事 業	全 産 業 計	全 国 計
区 分	要 選 任 事 業 場 数 (規模50人以上)	241	35	76	138	258	317	1,065	154,425
	衛生 管理 者	231	32	73	129	242	288	995	138,978
産 業 医	選任率 (%)	95.9%	91.4%	96.0%	93.5%	93.8%	90.9%	93.4%	90.0%
	選任事業場数	236	32	72	130	246	290	1006	141,099
産 業 医	選任率 (%)	97.9%	91.4%	94.7%	94.2%	95.3%	91.5%	94.5%	91.4%



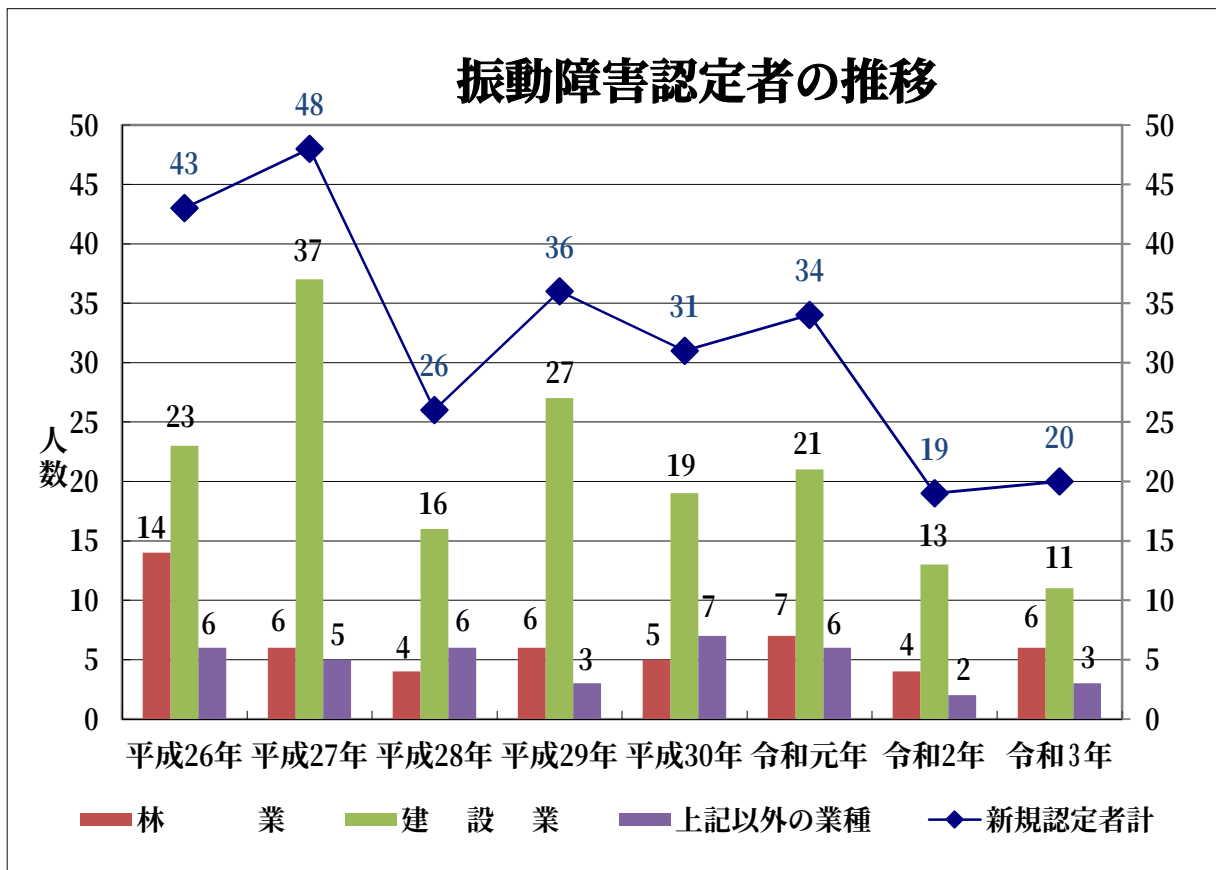
5. じん肺管理区分決定状況



	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
管理1	20	13	14	30	14	20	11	14
管理2	4	5	5	3	2	7	3	5
管理3 イ	2	0	0	1	2	2	2	0
管理3 ロ	1	1	4	2	1	0	0	0
管理4	0	0	1	0	0	1	1	0
計	27	19	24	36	19	30	17	19

6. 振動障害認定者の発生状況

令和3年の振動障害認定者数は20人で、業種別では建設業の割合が高い。



振動障害の新規認定者数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新規認定者計	43	48	26	36	31	34	19	20
林業	14	6	4	6	5	7	4	6
建設業	23	37	16	27	19	21	13	11
上記以外の業種	6	5	6	3	7	6	2	3

振動工具使用事業場数及び従事者数等

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
事業場数 (チェーンソー)	141	131	143	139	140	151	156	159
事業場数 (チェーンソー以外)	43	39	42	58	31	38	38	34
対象者数 (チェーンソー)	907	955	1,173	1,032	1,039	1,032	1,013	1,096
対象者数 (チェーンソー以外)	179	153	244	247	175	320	328	206
受診者数 (チェーンソー)	354	441	557	450	563	673	572	669
受診者数 (チェーンソー以外)	58	29	90	86	56	161	168	75
有所見者数 (チェーンソー)	39	74	52	34	61	122	39	53
有所見者数 (チェーンソー以外)	6	5	23	1	3	35	6	2

※特殊健康診断実施状況報告に基づく数値。



令和4年度 全国労働衛生週間

本週間 10月1日～10月7日
 ≪ 準備期間 9月1日～9月30日 ≫

9月は職場の健康診断
実施強化月間です

・健康診断
・健康診断後の
事後措置
・健康診断の
記録、保管
・保健指導
などを実施し、健康管理を
推進しましょう！



スローガン 「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

※このスローガンは、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることを目的としています。

宮崎労働局 第13次労働災害防止推進計画 目標 (計画期間:平成30年～令和4年)

- 1 メンタルヘルス対策重点4項目に取り組んでいる事業場
 (規模30～49人)の割合を **80%以上**
- 2 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場
 (規模50人以上)の割合を **60%以上**
- 3 化学物質のリスクアセスメント等を実施している事業場
 (規模10人以上の製造業)の割合を **80%以上**

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的としています。昭和25年に第1回が実施されて以来、今年で第73回を迎えます。

令和3年度、全国では過労死等事案の労災認定件数が**801件**となり、また、新型コロナウイルス感染症による休業4日以上の労働災害は**19,000件**を超えました。法改正の面では、令和4年4月1日から解体工事等にあたり石綿事前調査結果の電子報告が義務化され、令和4年5月には、化学物質について従来の管理方法を大きく見直す改正が公布されました。

労働衛生を取り巻く状況は急速に変化しており、適切な対応が重要です。全国労働衛生週間を契機に職場の状況を見直し、改善を行いましょ。

[全国労働衛生週間や準備期間中の実施事項等を記載した実施要綱](#)→



STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

・キャンペーン期間
5月1日～9月30日
 ・準備期間:4月
 ・重点取組期間:7月

職場における熱中症予防情報

熱中症警戒アラート

検索

屋外で人と2m以上離れているときは
熱中症を防ぐためにマスクをはずしましょう



熱中症予防×コロナ感染防止

まんがでわかる 日本語
化学物質取扱の安全衛生



新型コロナウイルス感染症の拡大防止

まずは「取組の5つのポイント」の確認を。
未実施の事項については「対策の実践例」を参考に対応を検討・実施しましょう！

[5つのポイント・対策の実践例の詳細](#)→

社内教育等に自由利用できるマンガを公開中！**多言語・分野別**で安全衛生の基礎的な知識や災害事例を学ぶことができます

[マンガのご利用\(26種×11～14言語\)→](#)



令和4年度 「見える」安全活動コンクール

令和4年8月1日から募集開始！優良事例は表彰予定

[コンクール詳細](#)→



エイジフレンドリー補助金の活用で職場環境改善

[補助金詳細](#)

高齢労働者(60歳以上)の労働災害は令和3年に県内521件で、全体の**31%**と割合を大きく占めています。
補助金を活用して手すり・スロープ工事、エアコン設置等、高齢労働者のための職場環境改善を！**令和4年10月まで**



主 唱 宮 崎 労 働 局
 宮 崎 労 働 基 準 監 督 署
 延 岡 労 働 基 準 監 督 署
 都 城 労 働 基 準 監 督 署
 日 南 労 働 基 準 監 督 署

協 賛 (公社)宮崎労働基準協会
 建設業労働災害防止協会宮崎県支部
 林業・木材製造業労働災害防止協会宮崎県支部
 陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部
 (公社)建設荷役車両安全技術協会宮崎県支部
 宮崎産業保健総合支援センター

宮 崎 県 産 業 安 全 衛 生 大 会

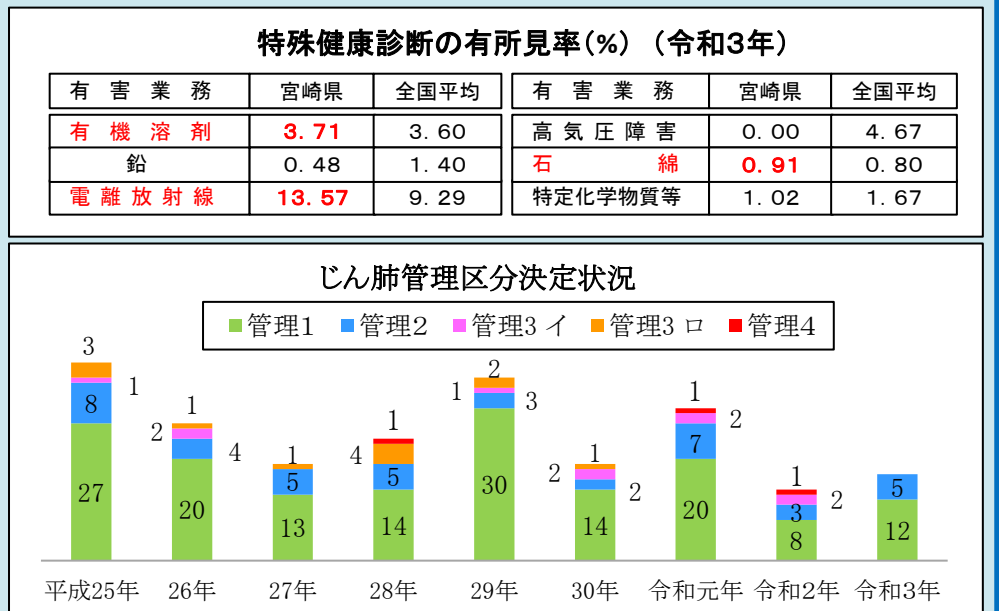
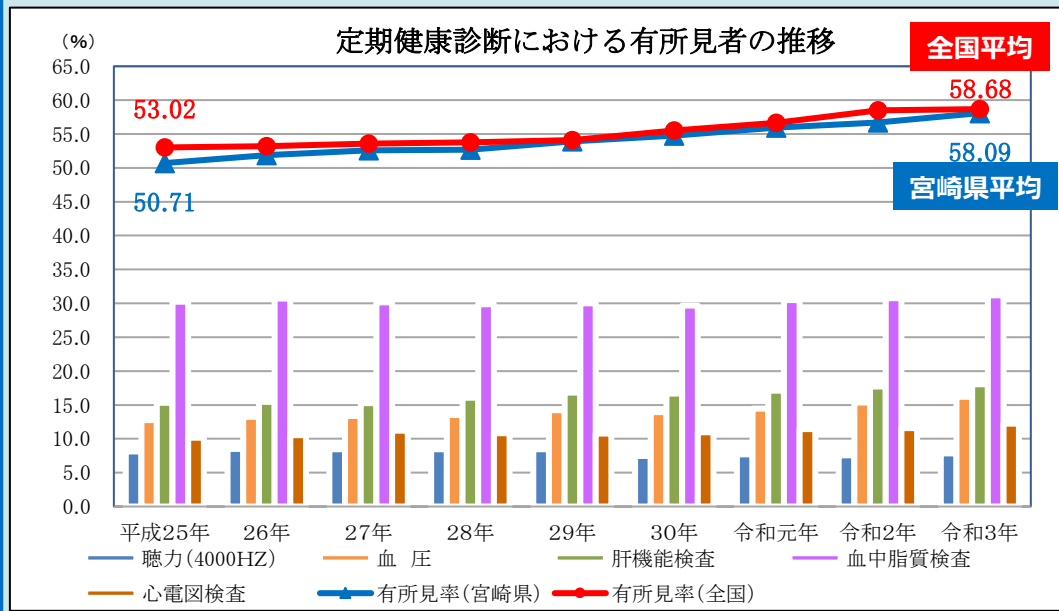
と き 令和4年11月16日(水) 13時30分～
 と ころ 宮崎市佐土原総合文化センター

全 国 産 業 安 全 衛 生 大 会

と き 令和4年10月19日(水)～21日(金)
 と ころ マリンメッセ福岡、福岡国際会議場(福岡県福岡市)

※ 今後の新型コロナウイルス感染症の状況等によって延期又は中止される場合があります。

宮崎県内における労働衛生の現状



定期健康診断の結果に基づく宮崎県内の有所見率（何かしら所見のあった者の割合）は、全国平均より低いものの年々増加しております。特殊健康診断の結果については、宮崎県内の有機溶剤、電離放射線、石綿の有所見率が全国平均よりも高くなっています。事業者は健康診断の結果、所見のあった者に対して、医師から意見聴取を行い、必要が認められた場合、事後措置を行いましょう。労働者の人数が50名未満の事業場に関しては、下記の**地域産業保健センター**をご活用ください。

産業保健活動総合支援事業

宮崎産業保健総合支援センターのサービス内容

事業者や産業保健スタッフなどを対象に、専門的な相談への対応や研修などを行います。

- ☆ 産業保健関係者に対する専門的研修等
- ☆ 産業保健関係者からの専門的な相談への対応
- ☆ メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- ☆ 治療と仕事の両立支援
- ☆ 産業保健に関する情報提供・広報啓発
- ☆ 事業者・労働者に対する啓発セミナー



始まっています
「治療と仕事の両立支援」

宮崎産業保健総合支援センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-62-2511

地域産業保健センターのサービス内容（労働者50名未満の事業場を対象）

- ☆ 労働者の健康管理（メンタルヘルスを含む）に係る相談
- ☆ 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- ☆ 長時間労働者及びストレスチェックに係る高ストレス者に対する面接指導
- ☆ 個別訪問指導による産業保健指導の実施



宮崎県中部地域産業保健センター
宮崎市祇園3丁目1番地 矢野産業ビル2階
TEL 0985-71-1069

宮崎県北地域産業保健センター
延岡市出北6丁目1621（延岡市医師会内）
TEL 0982-26-6901

宮崎県都城・西諸地域産業保健センター
都城市姫城町8-23（都城市北諸県医師会内）
TEL 0986-22-0754

宮崎県南那珂地域産業保健センター
日南市上平野町1-1-17（南那珂医師会内）
TEL 0987-23-2951

石綿障害予防規則等の一部が改正されました

石綿含有建材を用いた建築物の解体工事が2030年をピークとして増加が見込まれる中、解体・改修前に義務付けられている石綿有無の事前調査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見されるため、石綿障害予防規則等を改正し、石綿によるばく露防止対策が強化されました。本改正は令和2年7月1日に公布され、令和2年10月1日、令和3年4月1日、令和4年4月1日、令和5年10月1日と**段階的に施行**されます。

石綿障害予防規則等の改正に関する主な内容

改正前				改正後 ※赤字が改正内容					
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 揭示 湿潤な状態にする	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負圧点検	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査結果等の届出（一定規模以上の工事※1が対象）	計画届（レベル2も計画届） ※十四日前	事前調査 調査方法を明確化 資格者による調査 調査結果の3年保存、現場への備え付け 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 揭示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育	負圧隔離 集じん・排気装置の初回時、変更時点検 作業開始前、中断時の負圧点検 隔離解除前の取り残し確認	
レベル2 石綿含有保温材 	作業届 ※工事開始前	マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育		レベル2 石綿含有保温材					
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板1種等 その他石綿含有建材 				けい酸カルシウム板1種（破砕時）※2 仕上げ塗材（電動工具での除去時）					隔離 ※負圧は不要
				レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材					

- ※1 解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
- ※2 石綿含有けい酸カルシウム板1種（天井、耐火間仕切壁等）に使用）はレベル1・2ほどの飛散性はないが、他のレベル3より飛散性が高い

お問い合わせ先 宮崎労働局健康安全課 TEL：0985-38-8835

↓特設サイトでは改正の内容に関して各種情報発信中！

石綿総合情報ポータルサイト

石綿含有建材調査者講習 宮崎で開催予定

令和5年10月から**解体・改修工事**で**必須**となる事前調査の有資格者について、建災防 宮崎県支部では調査者となるための講習を予定しています。
※新型コロナウイルス感染症の状況等により予定変更となる場合があります
お問い合わせ先 建災防 宮崎県支部
TEL：0985-20-8610

R5 3/22～23

（一般建築物コース）

※11月、1月、2月に実施予定の講習は申込みが満員、またはほぼ満員の状況となっております。

振動障害予防の健診を受けましょう

林業労働者（事業主・一人親方は除く）は巡回健診の補助を受けられます
※宮崎県内各地で順次実施、健診費用を一部助成、林災防非会員も対象
お問い合わせ先 林災防 宮崎県支部 TEL：0985-24-7930

「溶接ヒューム」「塩基性酸化マンガン」が特定化学物質に追加されました

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、神経障害等の健康障害を及ぼすおそれが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、特定化学物質障害予防規則等の関係法令が改正され、**令和3年4月1日**に施行されました。改正点の概要は以下のとおりです。

労働安全衛生施行令の改正点の概要

- ①特定化学物質**第2類物質**に「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」を追加。
- ②「溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場」については、令第21条の「作業環境測定を行うべき事業場」から除外。

特定化学物質障害予防規則の改正点の概要

- ①金属のアーーク溶接、溶断、ガウジング等の作業（以下、「金属アーーク溶接等作業」）により、溶接ヒュームを発生する屋内作業について、有効な全体換気装置又は同等の措置が必要。
- ②金属アーーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場において、作業方法の変更又は新たな金属アーーク溶接等作業方法を採用した際は、従事者の個人サンプリング方法による空気中の**溶接ヒュームの濃度測定が必要**。
- ③上記②の測定結果に応じ、①の換気装置の風量増加等の措置を行い、再度、個人サンプリング方法による溶接ヒュームの濃度測定を行う。これらの測定結果は記録を作成し、**金属アーーク溶接等作業を行わなくなった日から3年経過するまで保存**。
- ④金属アーーク溶接等作業（屋内、屋外とも）の従事者に**有効な呼吸用保護具の使用**が必要。
なお、上記②の測定を行った場合は、その結果に応じた呼吸用保護具の使用が必要で、**1年以内ごとに1回、定期的に装着状態を確認**して結果を3年間保存。
- ⑤金属アーーク溶接等作業を行う屋内作業場の床は容易に掃除できる構造とし、粉じんの飛散しない方法で毎日1回以上の掃除が必要。
- ⑥金属アーーク溶接等作業従事者に対し、就業時及び**6月以内ごとに1回、定期的に特殊健康診断の実施**が必要。
- ⑦**特定化学物質作業主任者の選任**が必要。

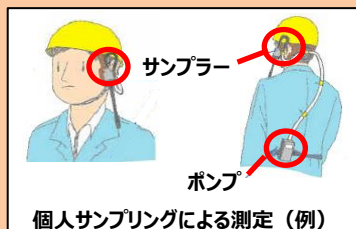


法改正の詳細
（厚労省HP）

溶接ヒューム
（塩基性酸化マンガンを含む）



金属アーーク溶接等作業



個人サンプリングによる測定（例）

第73回 全国労働衛生週間

2022（令和4）年10月1日（土）～7日（金）〔準備期間：9月1日～30日〕

全国労働衛生週間スローガン

**あなたの健康があつてこそ
笑顔があふれる健康職場**

誰もが安心して健康に働ける職場づくりへのご協力をお願いします！

「全国労働衛生週間」は、労働者の健康管理や職場環境の改善など『労働衛生』に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として毎年実施しています。

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取り組み
- 労働災害予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくり
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の腰痛の予防対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保

全国労働衛生週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主 唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会

協 賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

取り組みには、以下の情報や支援をご活用ください。

産業保健活動総合支援

産業保健総合支援センターは、ストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援などの産業保健活動を支援するため、企業への訪問指導や相談対応、研修などを実施しています。

また、地域窓口（地域産業保健センター）では、小規模事業場を対象に、医師による健康相談などを実施しています。

- 産業保健総合支援センター（さんぽセンター）
<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>



メンタルヘルス対策

職場でのメンタルヘルス対策に関する法令・通達・マニュアル、「ストレスチェック実施プログラム（無料）」を掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzenisei12/>



メール・電話・SNS相談窓口を設置し、職場復帰支援の取り組み事例などを紹介しています。

- 働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立支援のガイドラインや企業の取り組み事例、シンポジウムなどの総合的な情報を紹介しています。

- 治療と仕事の両立支援ナビ
<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



働き方改革

時間外労働の削減や年次有給休暇取得促進など働き方改革の推進に役立つ情報を紹介しています。

- 働き方の現状が把握できる「自己診断」等（働き方・休み方改善ポータルサイト）
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



- 各種助成金や無料相談窓口の紹介等（働き方改革特設サイト）

<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/top>



職場における新型コロナ対策

職場における感染症防止対策の基本事項「取組の5つのポイント」やチェックリスト、各種リーフレットなど、感染予防や健康管理に関する情報を提供しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html



SAFEコンソーシアム

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」※に加盟し安全衛生の取り組みを社内外にPRしましょう！



※増加傾向にある転倒・腰痛などの労働災害について、顧客や消費者も含めたステークホルダー全員で解決を図る活動体です。趣旨に賛同した企業、団体、個人等でコンソーシアムを構成し、労働災害問題の協議や、加盟者間の取り組みの共有、マッチング、労働安全衛生に取り組む加盟メンバーの認知度向上などをサポートします。

- 加盟申請はこちら（加盟は無料です）
<https://safeconsortium.mhlw.go.jp/>



高齢労働者の健康づくり

高齢者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた取り組みを進めましょう。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/newpage_00007.html



化学物質管理

化学物質のラベル・SDSの作成、危険有害性に際したリスクアセスメントを着実に実施するための情報を提供しています。

- 職場のあんぜんサイト
http://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html



労働安全衛生調査

事業所が行っている安全衛生管理や、そこで働く労働者の不安やストレス、喫煙など心身の健康状態についての調査結果を公表しています。安全衛生管理の参考資料として活用するとともに、調査対象となった際のご協力をお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/list46-50_an-ji.html



その他

- 職場における熱中症予防情報
<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>
- 職場における受動喫煙防止対策
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html
- 労働基準監督署等への届出は電子申請が便利です！
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

令和4年度全国労働衛生週間実施要綱

1 趣旨

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第73回を迎える。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところである。

労働者の健康をめぐる状況については、過労死等事案の労災認定件数は、令和3年度には801件となっており、また、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えている（令和3年労働安全衛生調査（実態調査））。このような状況の中、過労死等を防止するためには、働き方改革の推進と相まって、長時間労働による健康障害の防止対策及びメンタルヘルス対策の推進が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症のり患による休業4日以上労働災害は、令和3年には19,000人以上発生しており、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためには、事業場で留意すべき「取組の5つのポイント」をはじめ、各事業場の実態に即した感染予防対策を徹底し継続することが求められる。

人生100年時代に向けて高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりを推進していくため、高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）を策定し、対策を推進しているが、増加傾向にある転倒・腰痛災害の予防のためには、若年期からの健康づくり等の取組も重要である。

日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で、職場において、病気を抱えた労働者の治療と仕事の両立への支援の必要性が高まっていることから、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発等を進めることにより、企業の意識改革や地域における支援体制の強化を進めている。

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾患を除く）のうち、特定化学物質障害予防規則等の特別則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占めている。また、オルトトルイジンやMOCAによる膀胱がん事案など、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾患も後を絶たない状況にある。こうした化学物質による健康障害を防止するため、令和4年2月に労働安全衛生法施行令等、令和4年5月に労働安全衛生規則等を改正したところである。改正法令の周知や関連法令に基づく取組の徹底に引き続き取り組むとともに、特別規則の対象となっていない化学物質による労働災害を防止するため、各事業場におけるリスクアセスメント及びその結果に基づくリスク低減対策の実施を更に促進していくことが必要である。

また、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間約1,000人にも及ぶところ、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれる中、解体・改修前に義務づけられている石綿の有無に関する事前調

査や石綿の発散防止措置が適切に行われていない事例が散見される。こうしたことを踏まえ、令和２年７月に石綿障害予防規則を改正し、事前調査者の資格要件化をはじめとした事前調査の適正化を図るとともに、一定規模の建築物などの解体・改修工事については、石綿事前調査結果報告システムを用いた報告の義務化など、石綿によるばく露防止対策の強化を進めている。

このような背景を踏まえ、今年度は、「あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場」をスローガンとして全国労働衛生週間を展開し、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図ることとする。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施することとする。

２ スローガン

あなたの健康があつてこそ 笑顔があふれる健康職場

３ 期 間

10月１日から10月７日までとする。

なお、全国労働衛生週間の実効を上げるため、９月１日から９月30日までを準備期間とする。

４ 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

５ 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

６ 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

７ 実施者

各事業場

8 主唱者、協賛者の実施事項

以下の取組を実施する。

- (1) 労働衛生広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 雑誌等を通じて広報を行う。
- (3) 労働衛生講習会、事業者間で意見交換・好事例の情報交換を行うワークショップ等を開催する。
- (4) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (5) その他「全国労働衛生週間」にふさわしい行事等を行う。

9 協力者への依頼

主唱者は、上記8の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

10 実施者の実施事項

労働衛生水準のより一層の向上及び労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の定着を目指して、各事業場においては、事業者及び労働者が連携・協力しつつ、次の事項を実施する。

(1) 全国労働衛生週間中に実施する事項

- ア 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- イ 労働衛生旗の掲揚及びスローガン等の掲示
- ウ 労働衛生に関する優良職場、功績者等の表彰
- エ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- オ 労働衛生に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事等の実施

(2) 準備期間中に実施する事項

下記の事項について、日常の労働衛生活動の総点検を行う。

ア 重点事項

(ア) 過重労働による健康障害防止のための総合対策に関する事項

- a 時間外・休日労働の削減、年次有給休暇の取得促進及び労働時間等の設定の改善による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- b 事業者による仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や過重労働対策を積極的に推進する旨の表明
- c 労働安全衛生法に基づく労働時間の状況の把握や長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施の徹底
- d 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底

- e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (イ)「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等に基づくメンタルヘルス対策の推進に関する事項
- a 事業者によるメンタルヘルスカを積極的に推進する旨の表明
 - b 衛生委員会等における調査審議を踏まえた「心の健康づくり計画」の策定、実施状況の評価及び改善
 - c 4つのメンタルヘルスカ（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）の推進に関する教育研修・情報提供
 - d 労働者が産業医や産業保健スタッフに直接相談できる仕組みなど、労働者が安心して健康相談を受けられる環境整備
 - e ストレスチェック制度の適切な実施、ストレスチェック結果の集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組
 - f 職場環境等の評価と改善等を通じたメンタルヘルス不調の予防から早期発見・早期対応、職場復帰における支援までの総合的な取組の実施
 - g 「自殺予防週間」（9月10日～9月16日）等をとらえた職場におけるメンタルヘルス対策への積極的な取組の実施
 - h 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス対策に関する支援の活用
- (ウ)新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた取組の推進に関する事項
- a 職場における感染防止対策の基本である「取組の5つのポイント」に基づく、事業場内の感染防止対策実施状況の確認と徹底
 - b 「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用した、職場の実態に即した実行可能な感染拡大防止対策の検討及び対策の実施
- (エ)転倒・腰痛災害の予防及び「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく健康づくりの推進に関する事項
- a 事業者による労働災害防止対策に積極的に取り組む旨の表明
 - b 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施
 - c 高年齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高年齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し
 - d 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期の健康診断の確実な実施と、労働者の気付きを促すための体力チェックの活用
 - e 若年期からの身体機能の維持向上のための取組の実施
 - f 「SAFE コンソーシアム」による転倒・腰痛災害等の予防活動の機運の醸成・

企業における取組の推進

(オ) 化学物質による健康障害防止対策に関する事項

- a 中小規模事業場を中心とした特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の特別規則の遵守の徹底（非製造業業種を含む）、金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の推進
- b 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際及びユーザーが購入した際のラベル表示・安全データシート（SDS）交付の状況の確認
- c SDSにより把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の推進
- d ラベルや SDS の内容やリスクアセスメントの結果について労働者に対して行う教育の推進
- e 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱い物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
- f 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や化学物質の皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具や汚染時の洗浄を含む化学物質の取り扱い上の注意事項の確認
- g 特殊健康診断等による健康管理の徹底
- h 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底

(カ) 石綿による健康障害防止対策に関する事項

- a 建築物等の解体・改修工事における石綿ばく露防止対策の徹底及びこれらの対策の実施に対する発注者による配慮の推進
 - (a) 必要な知識を有する者による事前調査の実施、事前調査結果の掲示及び備え付けの徹底
 - (b) 労働基準監督署に対する届出の徹底
 - (c) 隔離・湿潤化の徹底
 - (d) 呼吸用保護具等の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (e) 作業後等の労働者の洗身や工具等の付着物の除去の徹底
 - (f) 石綿作業主任者の選任及び職務遂行の徹底
 - (g) 健康診断の実施の徹底及び離職後の健康管理の推進
 - (h) 作業実施状況の写真等による記録の徹底
- b 吹付け石綿等が損傷、劣化し、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における吹付け石綿、石綿含有保温材等の除去、封じ込め等の徹底（貸与建築物等の場合において貸与者等に措置の実施を確認し、又は求めることを含む。）
 - (a) 労働者が就業する建築物における石綿含有建材の使用状況の把握

- (b) 封じ込め、囲い込みがなされていない吹付け材、保温材等の石綿使用の有無の調査
- (c) 建材の損傷劣化状況に関する必要な頻度の点検の実施
- (d) 建材の劣化状況等を踏まえた必要な除去等の実施
- (e) 設備の点検、補修等の作業を外注する場合における、吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該設備業者等への情報提供の実施
- c 石綿にばく露するおそれがある建築物等において労働者を設備の点検、補修等の作業等に臨時で就業させる場合の労働者の石綿ばく露防止
 - (a) 労働者を臨時に就業させる建築物等における吹付け石綿や石綿含有保温材等の有無及びその損傷・劣化等の状況に関する当該業務の発注者からの情報収集の実施
 - (b) 労働者が石綿にばく露するおそれがある場合（不明な場合を含む。）における労働者の呼吸用保護具等の使用の徹底
- d 禁止前から使用している石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における労働者の石綿ばく露防止対策の徹底
 - (a) 工業製品等における石綿含有製品等の把握
 - (b) 石綿含有部品の交換・廃棄等を行う作業における呼吸用保護具等の使用等
- (キ)「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」に基づく受動喫煙防止対策に関する事項
 - a 各事業場における現状把握と、それを踏まえ決定する実情に応じた適切な受動喫煙防止対策の実施
 - b 受動喫煙の健康への影響に関する理解を図るための教育啓発の実施
 - c 支援制度（専門家による技術的な相談支援、喫煙室の設置等に係る費用の助成）の活用
- (ク)「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づく治療と仕事の両立支援対策の推進に関する事項
 - a 事業者による基本方針等の表明と労働者への周知
 - b 研修等による両立支援に関する意識啓発
 - c 相談窓口等の明確化
 - d 両立支援に活用できる休暇・勤務制度や社内体制の整備
 - e 両立支援コーディネーターの活用
 - f 産業保健総合支援センターによる支援の活用
- (ケ)「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛の予防対策の推進に関する事項
 - a リスクアセスメント及びリスク低減対策の実施
 - b 作業標準の策定及び腰痛予防に関する労働衛生教育（雇入れ時教育を含む。）

の実施

- c 介護・看護作業における腰部に負担の少ない介助法の実施
- d 陸上貨物運送事業における自動化や省力化による人力への負担の軽減

(コ)「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に基づく熱中症予防対策の推進に関する事項

- a WBGT 値の実測と、測定値に基づく熱中症リスクの評価、作業時間の短縮や、暑熱順化不足者の把握を含めた作業前ミーティングでの注意喚起など、評価を踏まえた適切な熱中症予防対策の実施
- b 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の摂取
- c 救急措置の事前の確認と実施
- d 健康診断結果を踏まえた日常の健康管理や健康状態の確認

(サ)「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく労働者の作業環境、健康確保等の推進に関する事項

- a 「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」を活用した作業環境の確保及び改善
- b 「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」を活用した労働者の心身の健康確保

イ 労働衛生 3 管理の推進等

(ア) 労働衛生管理体制の確立とリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした労働衛生管理活動の活性化に関する事項

- a 労働衛生管理活動に関する計画の作成及びその実施、評価、改善
- b 総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等の労働衛生管理体制の整備・充実とその職務の明確化及び連携の強化
- c 衛生委員会の開催と必要な事項の調査審議
- d 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく必要な措置の推進
- e 現場管理者の職務権限の確立
- f 労働衛生管理に関する規程の点検、整備、充実

(イ) 作業環境管理の推進に関する事項

- a 有害物等を取り扱う事業場における作業環境測定の実施とその結果の周知及びその結果に基づく作業環境の改善
- b 局所排気装置等の適正な設置、稼働、検査及び点検の実施の徹底
- c 事務所や作業場における清潔保持
- d 換気、採光、照度、便所等の状態の点検及び改善

(ウ) 作業管理の推進に関する事項

- a 自動化、省力化等による作業負担の軽減の推進

- b 作業管理のための各種作業指針の周知徹底
- c 適切、有効な保護具等の選択、使用及び保守管理の徹底
- (エ)「職場の健康診断実施強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした健康管理の推進に関する事項
 - a 健康診断の適切な実施、異常所見者の業務内容に関する医師への適切な情報提供、医師からの意見聴取及び事後措置の徹底
 - b 一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
 - c 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健診・保健指導との連携
 - d 健康保険法に基づく医療保険者が行う保健事業との連携
 - e 小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口の活用
- (オ)労働衛生教育の推進に関する事項
 - a 雇入れ時教育、危険有害業務従事者に対する特別教育等の徹底
 - b 衛生管理者、作業主任者等労働衛生管理体制の中核となる者に対する能力向上教育の実施
- (カ)「事業場における労働者の健康保持増進の指針」等に基づく心とからだの健康づくりの継続的かつ計画的な実施に関する事項
- (キ)快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の推進に関する事項
- (ク)「副業・兼業の促進に関するガイドライン」に基づく副業・兼業を行う労働者の健康確保対策の推進に関する事項
- (ケ)職場における感染症(新型コロナウイルス感染症、ウイルス性肝炎、HIV、風しん等)に関する予防接種への配慮を含めた理解と取組の促進に関する事項

ウ 作業の特性に応じた事項

- (ア)粉じん障害防止対策の徹底に関する事項
 - a 「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」(9月1日～9月30日)を契機とした「第9次粉じん障害防止総合対策」に基づく取組の推進
 - (a)屋外における岩石・鉱物の研磨作業若しくはばり取り作業及び屋外における鉱物等の破碎作業に係る粉じん障害防止対策
 - (b)ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策
 - (c)呼吸用保護具の使用の徹底及び適正な使用の推進
 - (d)じん肺健康診断の着実な実施
 - (e)離職後の健康管理の推進
 - b 改正粉じん障害防止規則に基づく取組の推進
- (イ)電離放射線障害防止対策の徹底に関する事項

- (ウ)「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく騒音障害防止対策の徹底に関する事項
- (エ)「振動障害総合対策要綱」に基づく振動障害防止対策の徹底に関する事項
- (オ)「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」に基づく情報機器作業における労働衛生管理対策の推進に関する事項
- (カ) 酸素欠乏症等の防止対策の推進に関する事項
 - a 酸素欠乏危険場所における作業前の酸素及び硫化水素濃度の測定の徹底
 - b 換気の実施、空気呼吸器等の使用等の徹底
- (キ) 建設業、食料品製造業等における一酸化炭素中毒防止のための換気等に関する事項

エ 東日本大震災等に関連する労働衛生対策の推進

- (ア) 東京電力福島第一原子力発電所における作業や除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止対策の徹底に関する事項
- (イ)「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」(平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号)に基づく東京電力福島第一原子力発電所における事故の教訓を踏まえた対応の徹底に関する事項

宮崎労働局発表
令和4年9月30日

【照会先】

宮崎労働局労働基準部健康安全課

課長 新盛 末弘

産業安全専門官 木野宮 柔剛

(電話番号) 0985(38)8835

(時間外) 0985(44)0641

「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」を実施

～死亡者数の急増を受け、業界団体などに安全衛生活動の総点検などを要請～

宮崎労働局（局長 田中 大介）は、令和4年の労働災害による死亡者数（1月～8月の速報値）が対前年比で増加し、特に8月に急増したことを受け、昨日（9月29日）、労働災害防止団体や関係事業者団体に対し、職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請を行いました。

9月7日に公表した、令和4年の労働災害発生状況（1月～8月の速報値）では、死亡者数が12人と対前年比20%（2人）の増加、休業4日以上之死傷者数が対前年比1,315人と対前年比39.4%（372人）の増加となりました。また、8月単月の死亡者数は4人となり、対前年同月比300%（1人→4人）の大幅な増加となっています。

＜緊急要請のポイント＞

労働災害防止団体、関係事業者団体（21団体）に対して、宮崎労働局長名で緊急要請を行いました。（別添の「緊急要請文」参照）

（1）産業界全体に対する企業の安全衛生活動の総点検などの要請

労使・関係者が一体となって、基本的な安全管理の取組をはじめとする以下の労働災害防止活動の徹底を要請。

- ・安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- ・経営トップによる統括管理、安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- ・経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全教育の実施、特に、雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

（2）死亡者数が増加している業種での取組のポイントを明示

特に死亡者数が増加している業種（建設業、林業）での労働災害防止ための取組のポイントは以下のとおり。

(建設業)

- ・労働者の立ち入り制限や誘導員の配置など、車両系建設機械などとの接触防止対策の実施
- ・高所作業における作業床の設置、フルハーネス型墜落制止用器具の着実な使用などの墜落・転落防止対策の実施

(林業)

- ・「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく対策の実施

＜労働災害発生状況のポイント（令和４年１月～８月の速報値）＞ ※９月７日公表

(１) 死亡者数

- ・全産業における死亡者数は 12 人と、前年同期に比べ 20.0%（２人）増加。
- ・業種別で見ると、前年同期に比べ建設業が 5 人と 150.0%（３人）増加、林業が 3 人と 50.0%（１人）増加。

(２) 死傷者数

- ・全産業における休業４日以上之死傷者数は 1,315 人と、前年同期に比べ 39.4%（372 人）増加。
- ・業種別で見ると、第三次産業が 798 人と 75.4%（343 人）、運輸交通業が 112 人と 17.2%（16 人）増加。

【今後の労働災害防止対策について】

以上の災害発生状況を踏まえ、宮崎労働局では死亡災害の撲滅と死傷者数の増加への対応として、次の災害防止対策を推進します。

- 1 昨年、最も多く死亡災害が発生した建設業において、墜落・転落災害が多くを占める現状を踏まえ、墜落制止用器具の着用の徹底等の墜落・転落災害防止対策を重点とした取り組みを強化します。

また、宮崎労働局では工事現場が最盛期を迎える年末年始の時期に、「年末年始建設業労働災害防止強調運動」（実施時期：12 月 1 日から 1 月 15 日）を進める予定です。

- 2 死亡災害が増加傾向にある林業において、伐木作業等の安全対策を重点とした取り組みを強化します。伐木作業が最盛期を迎える時期に林業労働災害防止強調運動（実施時期：11 月 1 日から 11 月 30 日）を進める予定です。
- 3 死傷災害が大幅に増加している第三次産業の中でも、特に災害の多い小売業・社会福祉施設に対し、平成 29 年から厚生労働省で進めている「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」（【別添 4】参照）広く展開し、災害防止の取組促進を図ります。

(添付資料)

- 【別添 1】 県内労働災害発生状況（概要）
- 【別添 2】 （参考資料）業種別・署別災害発生状況（休業 4 日以上）
- 【別添 3】 （参考資料）令和 4 年死亡災害発生状況一覧表
- 【別添 4】 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」パンフレット

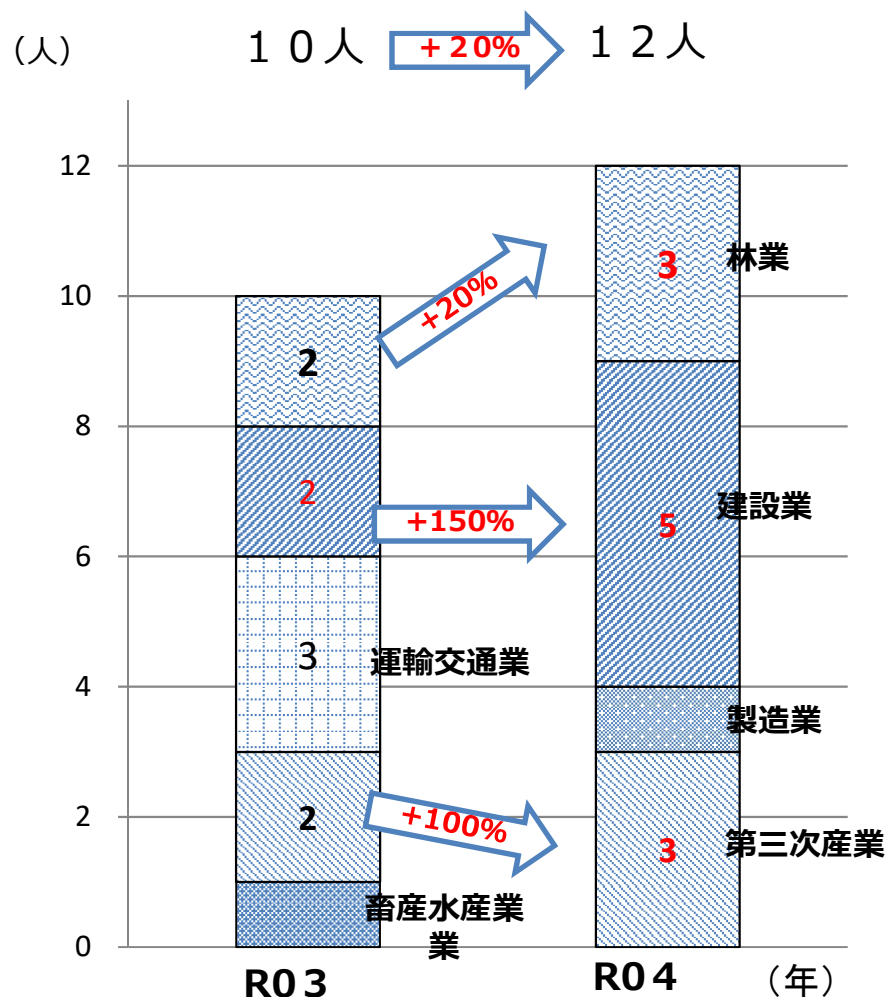
令和4年県内労働災害発生状況（1月～8月速報値）

【別添1】

※ 令和4年1月1日から令和4年8月31日までに発生した災害の報告を集計したもの

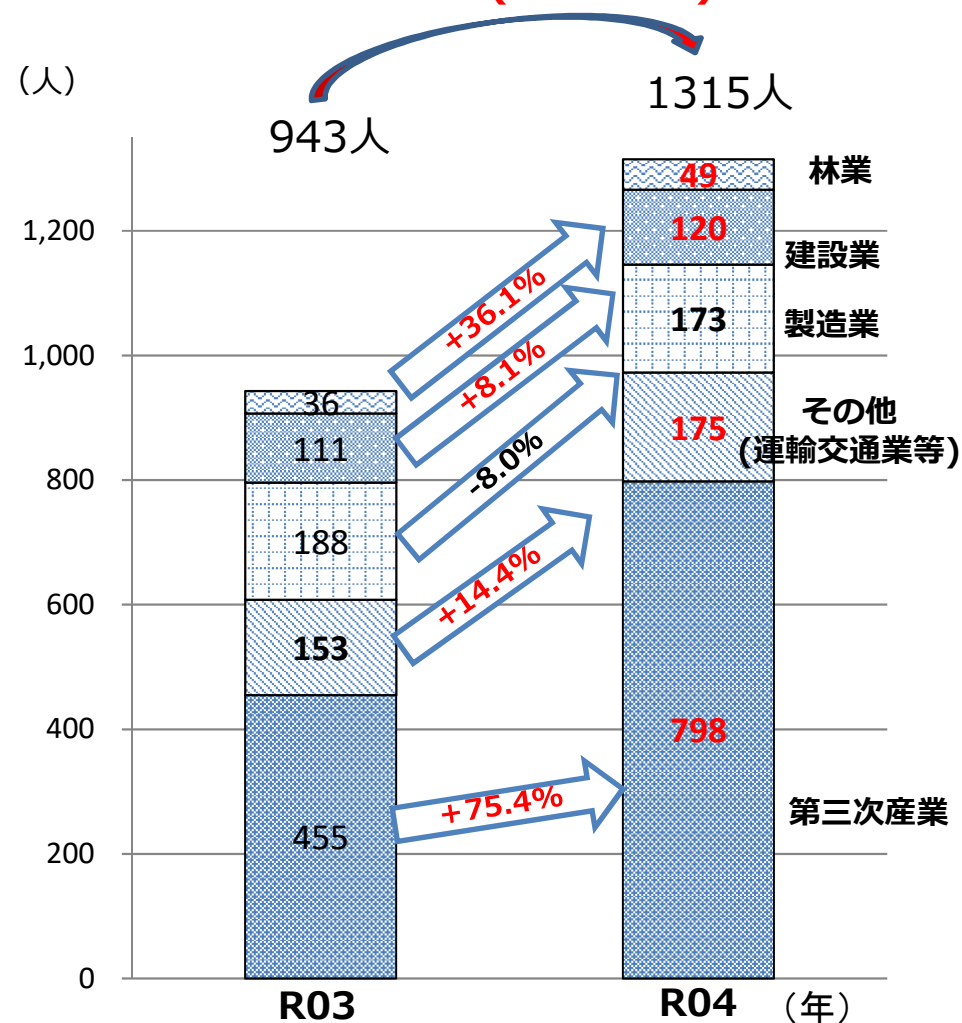
死亡災害

+ 2人(+20%)



休業4日以上之死傷災害

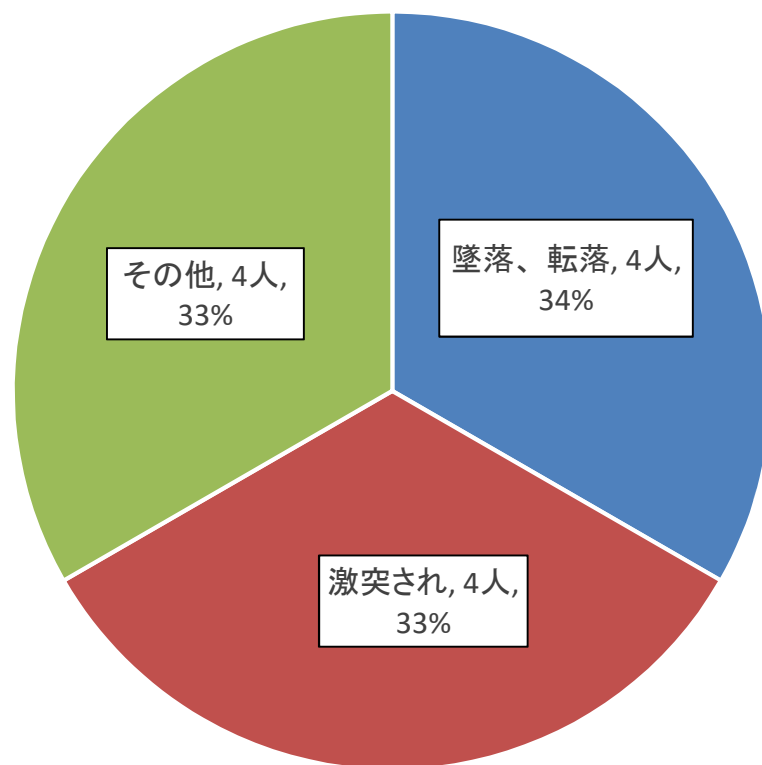
+ 372人(+39.4%)



令和4年県内労働災害発生状況（1月～8月速報値）

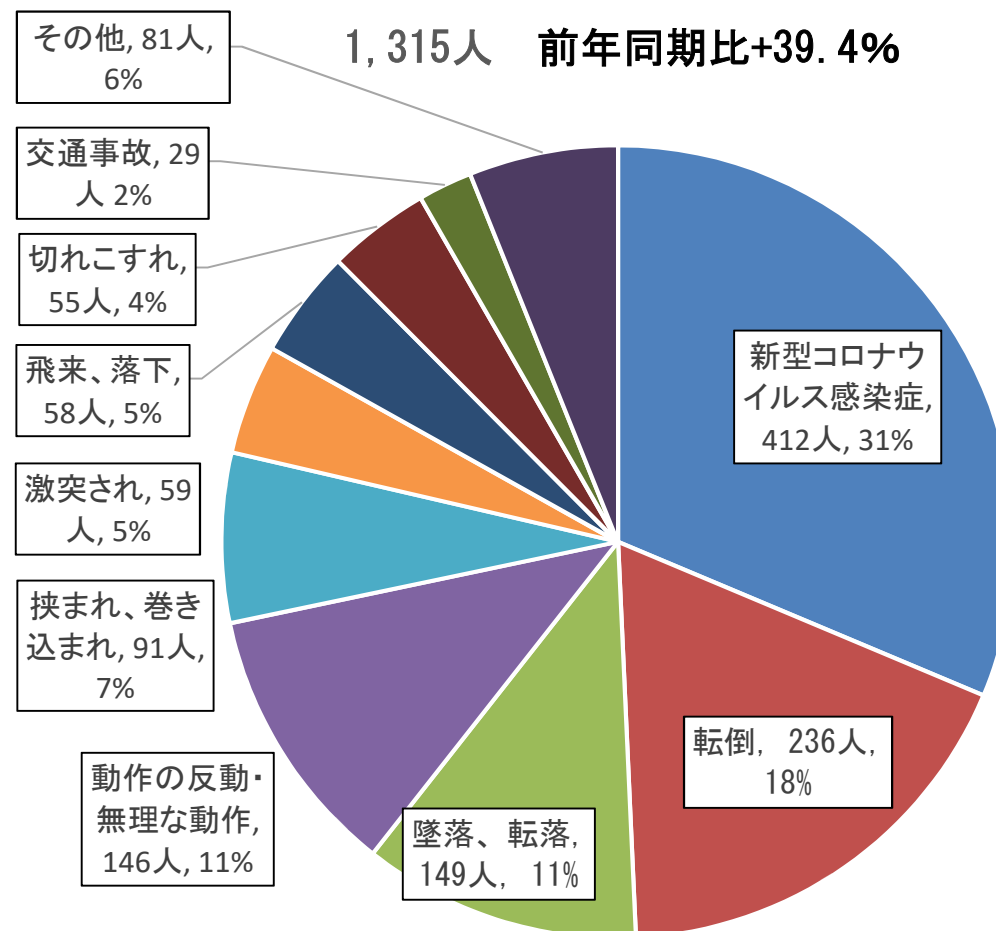
死亡災害

12人、前年同期比+20.0%



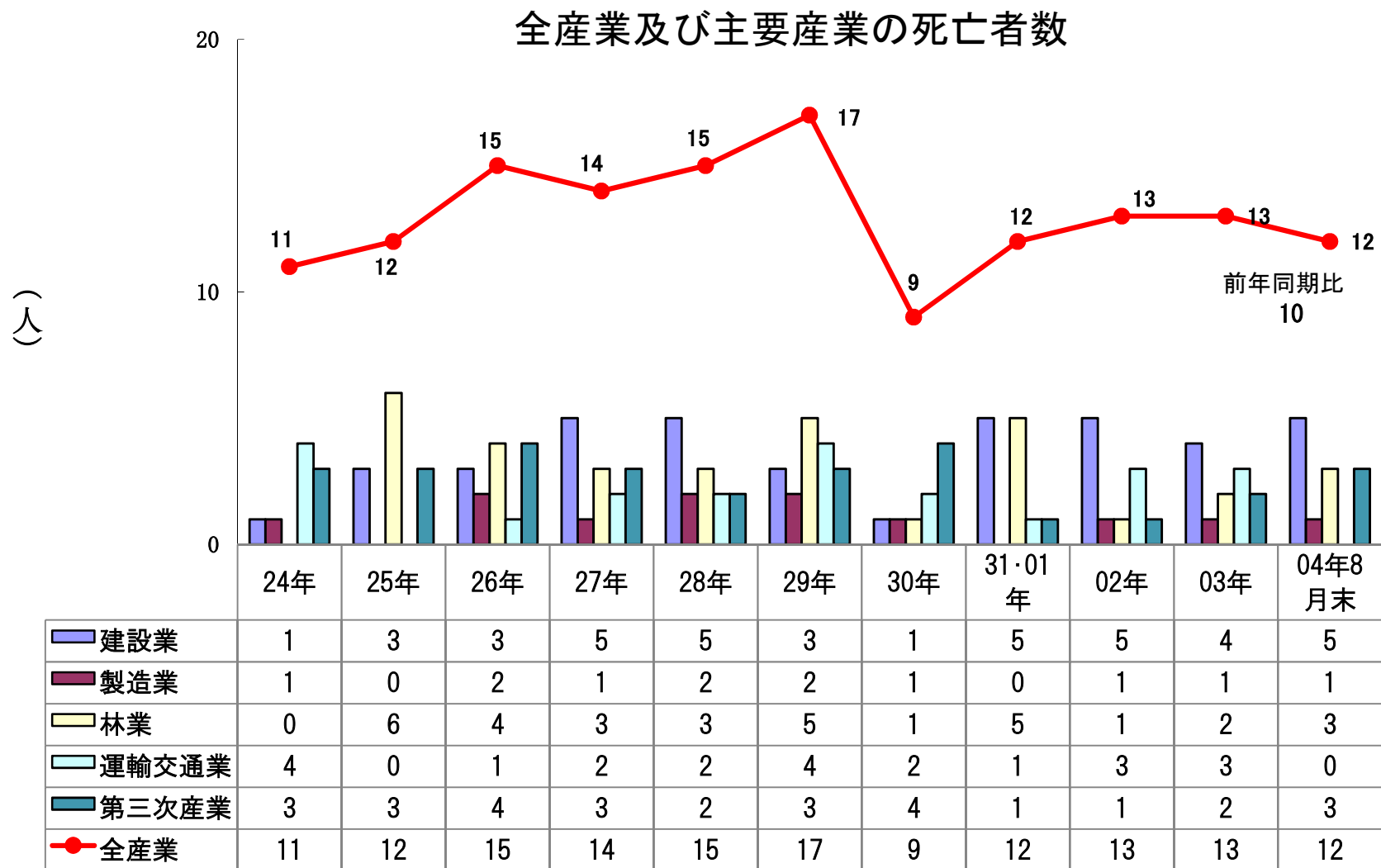
休業4日以上之死傷災害

1,315人 前年同期比+39.4%



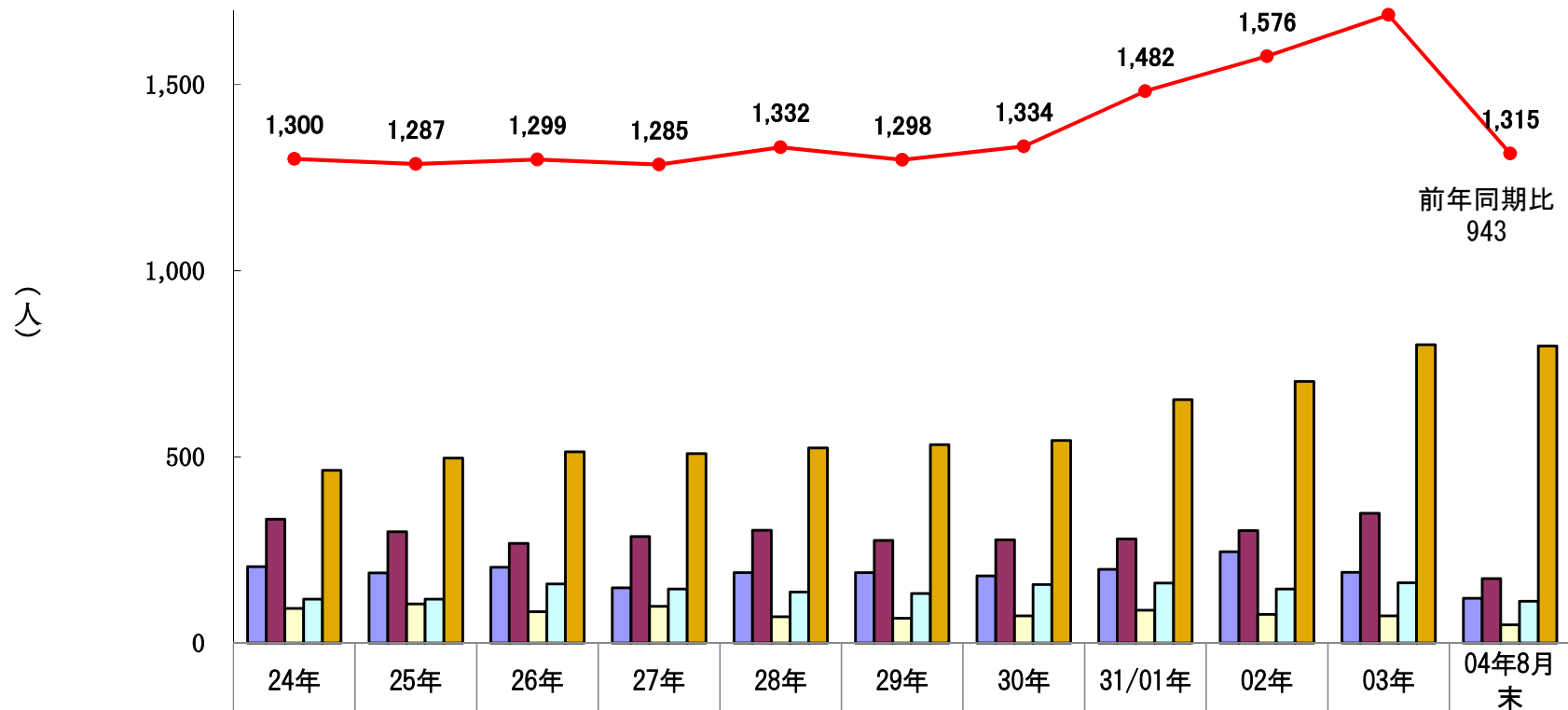
出典：労働者死傷病報告

労働災害発生状況（平成24年～令和4年8月）



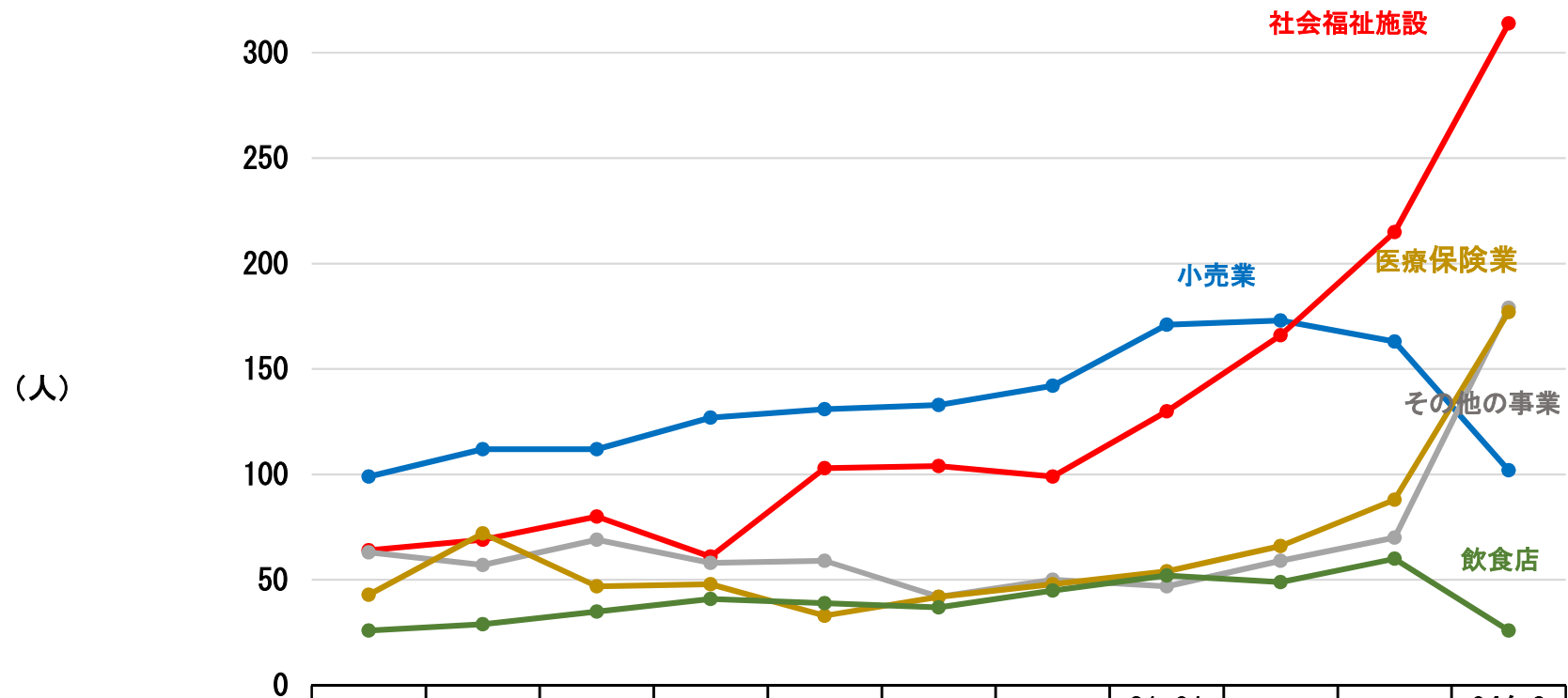
労働災害発生状況（平成24年～令和4年8月）

主要産業別死傷者数（休業4日以上）



建設業	205	188	204	148	189	189	180	198	245	190	120
製造業	333	299	268	286	303	276	277	280	302	349	173
林業	93	105	84	99	71	67	73	88	77	73	49
運輸交通業	118	118	159	145	137	133	157	161	145	162	112
第三次産業	464	497	514	509	524	533	544	654	703	801	798
全産業	1,300	1,287	1,299	1,285	1,332	1,298	1,334	1,482	1,576	1,687	1,315

第3次産業における労働災害発生状況（平成24年～令和4年8月）



	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31・01年	02年	03年	04年8月末
小売業	99	112	112	127	131	133	142	171	173	163	102
社会福祉施設	64	69	80	61	103	104	99	130	166	215	314
その他の事業	63	57	69	58	59	42	50	47	59	70	179
医療保険業	43	72	47	48	33	42	48	54	66	88	177
飲食店	26	29	35	41	39	37	45	52	49	60	26

業種別・署別災害発生状況(休業4日以上)

宮崎労働局

統計集計日 ※上段
8月末日 ※下段

死亡災害：令和3年8月末日現在
死亡災害：令和4年8月末日現在

休業災害：令和3年8月末日現在
休業災害：令和4年8月末日現在

速報値	合計			宮崎署			延岡署			都城署			日南署		
	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計	死亡	休業	計
01製造業		188	188		92	92		28	28		56	56		12	12
	1	172	173		61	61	1	39	40		60	60		12	12
01食料品		91	91		62	62		5	5		24	24			
		84	84		38	38		14	14		29	29		3	3
04木材・木製品		27	27		5	5		7	7		10	10		5	5
		41	41		6	6		17	17		14	14		4	4
09窯業土石		12	12		4	4		5	5		2	2		1	1
		9	9		1	1		3	3		2	2		3	3
12金属製品		13	13		2	2		5	5		4	4		2	2
		4	4		1	1		1	1		2	2			
13～15機械器具		20	20		14	14		2	2		3	3		1	1
		9	9		5	5		2	2		1	1		1	1
02鉱業		3	3								3	3			
		1	1								1	1			
03建設業	2	109	111	2	42	44		29	29		25	25		13	13
	5	115	120	1	48	49	1	24	25	3	37	40		6	6
01土木工事	1	42	43	1	12	13		14	14		8	8		8	8
	2	38	40		17	17		8	8	2	11	13		2	2
02建築工事	1	55	56	1	27	28		11	11		12	12		5	5
	2	46	48	1	20	21	1	6	7		18	18		2	2
(02-02		15	15		6	6		4	4		2	2		3	3
木造建築)	1	10	11		4	4	1	1	2		5	5			
04運輸交通業	3	93	96	3	41	44		13	13		36	36		3	3
		112	112		46	46		16	16		47	47		3	3
03道路貨物運送	3	86	89	3	35	38		13	13		35	35		3	3
		105	105		41	41		16	16		45	45		3	3
05貨物取扱業		5	5					1	1		4	4			
		11	11		7	7		3	3		1	1			
06農林業	2	64	66		18	18	2	19	21		18	18		9	9
	3	65	68		16	16	1	27	28	1	17	18	1	5	6
02林業	2	34	36		5	5	2	17	19		6	6		6	6
	3	46	49		8	8	1	25	26	1	8	9	1	5	6
07畜産・水産業	1	18	19	1	9	10		3	3		3	3		3	3
		32	32		9	9		4	4		14	14		5	5
08商業	1	115	116	1	58	59		21	21		31	31		5	5
	2	133	135	1	65	66	1	23	24		39	39		6	6
02小売	1	91	92	1	48	49		17	17		21	21		5	5
		102	102		54	54		18	18		25	25		5	5
09金融・広告業		8	8		7	7					1	1			
		7	7		4	4		1	1		1	1		1	1
10映画・演劇業															
		1	1								1	1			
11通信業		14	14		4	4		5	5		2	2		3	3
		12	12		5	5		3	3		3	3		1	1
12教育・研究業		8	8		7	7		1	1						
		22	22		21	21								1	1
13保健衛生業		174	174		79	79		27	27		54	54		14	14
	1	491	492	1	259	260		105	105		102	102		25	25
02社会福祉施設		115	115		56	56		20	20		32	32		7	7
	1	313	314	1	150	151		63	63		78	78		22	22
14接客娯楽業		49	49		25	25		9	9		12	12		3	3
		48	48		24	24		12	12		10	10		2	2
02飲食店		29	29		16	16		5	5		5	5		3	3
		26	26		9	9		7	7		8	8		2	2
15清掃・と畜業	1	35	36	1	16	17		10	10		7	7		2	2
		40	40		23	23		9	9		8	8			
(01-01	1	17	18	1	7	8		8	8		2	2			
ビルメン)		24	24		17	17		4	4		3	3			
16官公署		2	2		2	2									
17その他の事業		48	48		29	29		8	8		8	8		3	3
		41	41		20	20		6	6		13	13		2	2
合 計	10	933	943	8	429	437	2	174	176		260	260		70	70
	12	1303	1315	3	608	611	4	272	276	4	354	358	1	69	70

令和4年 死亡災害発生状況一覧表

宮崎労働局
令和4年9月21日現在

番号	災害発生月	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	経験期間	災害の概要
1	1月	激突され	掘削用機械	土木工事業	男	70代	12年	河川工事において、川の流れを変更するためのポリエチレンパイプ（1本あたり200～300kgを2本連結したもの）をドラグ・ショベルにより吊り上げていたところ、ドラグ・ショベルの運転者の上着の裾が旋回レバーに引っかかり意図せず右旋回し、振れたつり荷が近くにいた被災者の頭部及び顔面に激突した。
2	2月	激突され	立木等	その他の商業	男	70代	3年	被災者が立木をチェーンソーで伐木作業中、伐倒した立木が被災者に激突した。
3	2月	墜落、転落	建築物、構築物	土木工事業	男	40代	8年	河川工事において、敷設後のU字溝内の洗浄作業のため、被災者はホースを引っ張りながら河川沿いのコンクリート床面を移動していたところ、このコンクリート床が割れて1.45m下の河川内に墜落し、河川内の石に前頭部を打ち付けた。
4	3月	爆発	爆発性の物等	化学工業	男	20代	2年	膠化薬を製造する作業において、被災者が洗浄工室内で労働安全衛生法上の危険物（爆発性の物）を濾過槽から容器に払い出す作業を一人で行っていたところ、何らかの原因により洗浄工室内で爆発が発生し、洗浄工室は消失、周辺建物等も損壊した。爆発後にDNA鑑定により被災者の死亡が確認された。災害発生時、洗浄工室には約1.9tの爆発性の物が保管されていた。
5	4月	墜落、転落	その他の仮設物、建築物、構築物等	建築工事業	男	40代	30年	マンションの修繕工事において、隣接する機械式駐車場のキャットウォーク（地上から高さ5.65m）にいた被災者が、何らかの原因で地上に墜落した。
6	5月	激突され	立木等	林業	男	30代	3年	皆伐現場において、チェーンソーによる伐木作業を行うため、被災者が伐採箇所周辺を徒歩で移動していたところ、立木にかかった状態の風倒木の下方を通過するときに突風が吹き、この風倒木が倒れて被災者の腰部に激突した。
7	7月	その他	その他の起因物	社会福祉施設	非公表	非公表	非公表	新型コロナウイルス感染症に罹患した。
8	7月	飛来、落下	その他の装置、設備	卸売業	女	40代	4年	スクラップの25tダンプの解体作業において、被災者がショック・アプソーバーの油圧シリンダーのネジ（全16本）をインパクト・ドライバーで14本外したところ、ショック・アプソーバーの内圧によりシリンダーを固定していた残りのネジ2本が破断し、シリンダーが飛んで、被災者の左顎下部に激突した。
9	8月	はさまれ、巻き込まれ	フォークリフト	その他の建設業	男	50代	16年	養鶏場内の給餌用機械の復旧作業において、飼料タンクまわりの配管内部から部品を引き出すため、この部品とフォークリフトをワイヤーロープで繋いだ後、後進して引っ張ろうとフォークリフトのエンジンをかけたところ、前方に急発進してフォークリフトの前方にいた被災者の両足が飼料タンクの基礎とフォークリフトの間に挟まれた。
10	8月	激突され	立木等	林業	男	70代	10年	皆伐現場において、チェーンソーでの伐木作業を一人で行っていた被災者が伐根付近の斜面に仰向けで倒れた状態で発見された。死因は胸部圧迫によるものであり、被災者が使用していたチェーンソーは倒れていた位置から約7.5m離れた場所に置かれていた。
11	8月	墜落、転落	（調査中）	建築工事業	男	—	—	（詳細は調査中）木造家屋の新築工事現場において、被災者が墜落した。
12	8月	墜落、転落	伐木等機械	林業	男	30代	12年	皆伐現場において、谷下の伐倒木をプロセッサで引き上げて平坦な作業道に仮置きし、その伐倒木の元口をプロセッサの掴み機で掴みなおそうとプロセッサを走行させたところ、作業道の路肩から約28m下にプロセッサごと転落した。被災者は転落の途中で運転席から投げ出された。

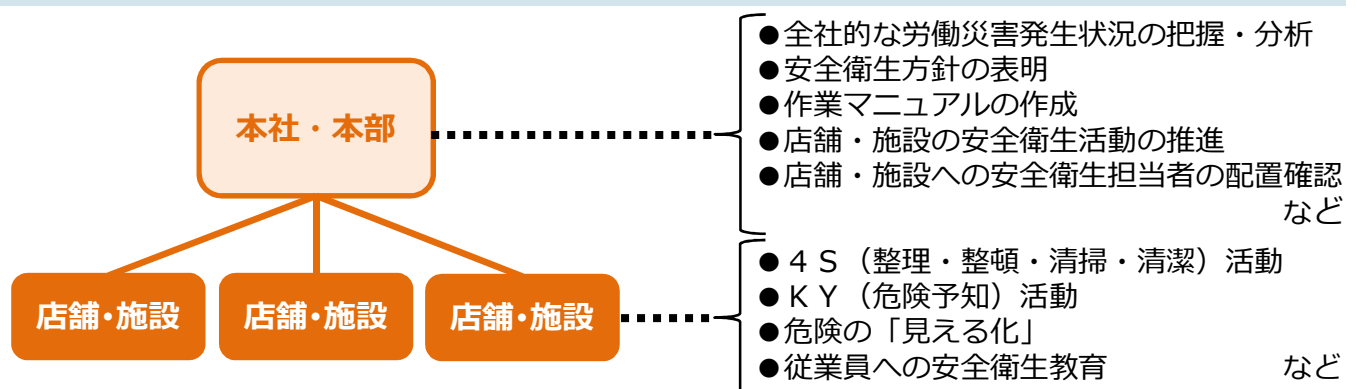
働く人に安全で安心な 店舗・施設づくり推進運動

～ 小売業・社会福祉施設・飲食店の労働災害の減少に向けて ～

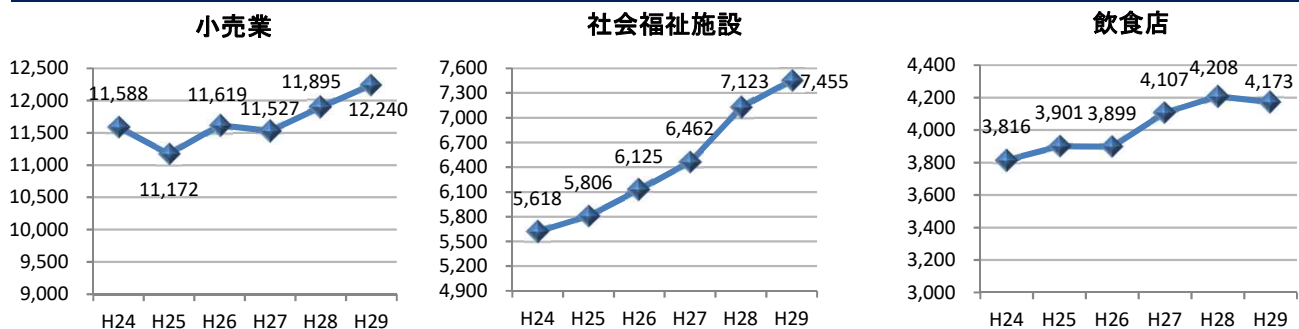
厚生労働省と中央労働災害防止協会では、小売業、社会福祉施設、飲食店において増加している労働災害の減少を図るため、「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開しています。

これらの業種で効果的な労働災害防止対策を進めるためには、2・3ページに掲載の「チェックリストⅠ・Ⅱ」を活用し、多くの店舗を展開する**企業本社**、複数の社会福祉施設を展開する**法人本部が主導して**、店舗、施設の労働安全衛生活動について**全社的に取り組むことが重要**です。

3・4ページには、下図のような取組事項の具体例のうち、主なものをまとめていますので、ご参照ください。



増加する小売業、社会福祉施設、飲食店での労働災害



※休業4日以上 の死傷労働災害件数(12月末現在速報値)

小売業、社会福祉施設、飲食店で多い労働災害

転倒	急な動き・無理な動き	墜落・転落	その他
「急いでいるときや、両手で荷物を抱えているときなどに、放置された荷物や台車につまずく」「濡れた床で滑る」など	「重いものを無理な姿勢で持ち上げたり、移動させたりするとき、介護で利用者を持ち上げるときなどに、ぎっくり腰になる、筋を痛める、くじく」など	「脚立や、はしごなどの上でバランスを崩す」「階段で足が滑る」など	「やけどをした」、「刃物で手を切った」、「交通事故にあった」、「通路でぶつかった」など



チェックリスト

I

本社・本部実施事項

次の事項のうち、労働災害の発生状況等を踏まえ、必要性の高いものから取組を始め、順次、取組事項を拡げてください。なお、法定の義務事項に該当する重要な取組もありますので（衛生管理者の選任等）、その場合は特に速やかに実施する必要があります。

チェック項目		☑
1	全店舗・施設の労働災害の発生状況を把握し、分析を行っていますか。	☐
2	企業・法人の経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針を作成し、掲示や小冊子の配布などの方法により店舗・施設に周知していますか。	☐
3	店舗・施設の作業について、過去の労働災害発生状況を踏まえ、安全に配慮した作業マニュアルを作成して店舗・施設に周知していますか。	☐
4	次の①～⑪の項目のうちから、店舗・施設で実施すべき安全衛生活動を定め、店舗・施設での取組を行わせるとともに、必要な資料の提供、教育の実施等の支援を行っていますか。	—
①	4 S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止	☐
②	作業マニュアルの店舗・施設の従業員への周知・教育	☐
③	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上	☐
④	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去	☐
⑤	危険箇所の表示による危険の「見える化」の実施	☐
⑥	店長・施設長、安全衛生担当者による定期的な職場点検の実施	☐
⑦	朝礼時等での安全意識の啓発	☐
⑧	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入と、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用	☐
⑨	腰痛予防対策指針に基づく健康診断の実施	☐
⑩	腰痛・転倒予防体操の励行	☐
⑪	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保	☐
5	店舗・施設における安全衛生担当者（衛生管理者、衛生推進者、安全推進者等）の配置状況を確認していますか。	☐
6	店舗・施設の安全衛生担当者に対する教育を実施していますか。	☐
7	本社・本部、エリアマネージャーから店舗・施設に対する危険箇所や安全衛生活動の取組状況の点検、災害防止指導を実施していますか。（店舗・施設の監査チェックリストに安全衛生に関する項目を明記することなどがあります）	☐
8	安全対策の取組や注意喚起を分かりやすく従業員へ周知するための掲示や小冊子の配布を実施していますか。	☐
9	リスクアセスメント（職場の危険・有害要因を特定し、リスクの大きさを評価すること）を実施してその結果に基づく対策を講じていますか。	☐
10	店舗・施設におけるメンタルヘルス対策について指導および実施状況の把握を行っていますか。	☐
11	店舗・施設における健康診断および事後措置、長時間労働者への面接指導など、健康確保措置の実施状況を把握していますか。	☐

チェックリスト II

店舗・施設実施事項

本社・本部が定めた安全衛生活動を実施するほか、店舗・施設独自の取組を順次広げてください。

チェック項目		☑
1	4 S 活動（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等の小まめな清掃、台車等の障害物の除去、介護、保育等の作業ができるスペース・通路の確保等による転倒・腰痛災害の防止を実施していますか。	☐
2	作業マニュアルを店舗・施設の従業員に周知、教育していますか。	☐
3	K Y（危険予知）活動による危険予知能力、注意力の向上に取り組んでいますか。	☐
4	ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去を実施していますか。	☐
5	危険箇所の表示による危険の「見える化」を実施していますか。	☐
6	店長・施設長、安全担当者による定期的な職場点検を実施していますか。	☐
7	朝礼時等での安全意識の啓発を実施していますか。	☐
8	転倒防止に有効な靴、切創防止手袋等の着用の推進、介護機器・用具等の導入、使用の推進、熱中症予防のための透湿性・通気性の良い服装の活用などを行っていますか。	☐
9	腰痛予防対策指針に基づく健康診断を実施していますか。	☐
10	腰痛・転倒予防体操を励行していますか。	☐
11	熱中症予防のための休憩場所・時間の確保を実施していますか。	☐

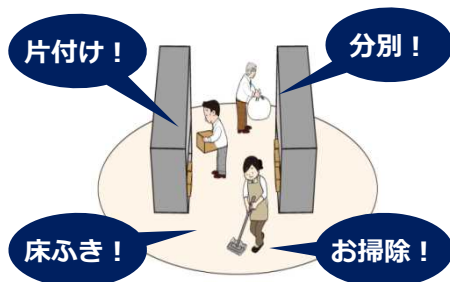
主な取組事項の概要

① 経営トップによる安全衛生方針の表明

- ◆経営トップによる安全衛生方針を策定し、掲示や従業員への小冊子の配布などにより周知します。

② 4 S 活動 = 災害の原因を取り除く

- ◆「4 S」とは「整理」、「整頓」、「清掃」、「清潔」のことで、これらを日常的な活動として行うのが「4 S 活動」です。
- ◆4 S 活動は、労働災害の防止だけではなく、作業のしやすさ、作業の効率化も期待できます。
- ◆お客様の目に触れにくいバックヤードも整頓を忘れないようにしましょう。
- ◆荷物やゴミなど、物が散らかっている職場や、水や油で床が滑りやすい職場は、災害の危険が高くなります。



策定例



策定日 平成●●年 月 日
 揭示日 平成●●年 月 日

安全衛生方針

当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。

安全衛生の基本方針

- ① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る
- ② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる
- ③ すべての社員、パート、アルバイトに安全衛生確保に必要なかつ十分な教育・訓練を実施する
- ④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投入し、効果的な改善を継続的に実施する

会社名 株式会社●●スーパーマーケット
 代表者 代表取締役 安全太郎
 （自筆で署名しましょう）

③ K Y活動 = 潜んでいる危険を見つける

- ◆ K Yとは「危険（K）・予知（Y）」のことです。K Y活動では、業務を開始する前に職場で「その作業では、どんな危険が潜んでいるか」を話し合って「これは危ない」というポイントに対する対策を決め、作業のときは、一人ひとりが「指差し呼称」をして行動を確認します。
- ◆ 「うっかり」、「勘違い」、「思い込み」などは安全ではない行動を招き、災害の原因となります。



④ 危険の「見える化」 = 危険を周知する

- ◆ 危険の「見える化」とは、職場の危険を可視化（＝見える化）し、従業員全員で共有することをいいます。K Y活動でつけた危険のポイントに、右のようなステッカーなどを貼りつけることで、注意を喚起します。
- ◆ 墜落や衝突などのおそれのある箇所が事前に分かっている場合は、そこでは特に慎重に行動することができます。



⑤ 安全教育・研修 = 正しい作業方法を学ぶ

- ◆ 「脚立の正しい使い方」、「腰痛を防ぐ方法」、「器具の正しい操作方法」などを知っていれば、労働災害を防ぐことができます。
- ◆ 組織の本社や本部では、「どんな災害が起こっているか」、「どうしたら災害は防げるか」を踏まえ、「正しい作業手順（マニュアル）」を作成します。そして店舗・施設では、この内容を従業員に伝え、教えます。
- ◆ 朝礼など皆が集まる機会を活用して教育・研修を行う方法もあります。特に、はじめて職務に就いた従業員には、雇い入れ時に安全教育を行う必要があります。

⑥ 安全意識の啓発 = 全員参加により安全意識を高める

- ◆ 安全活動は、経営者や責任者の責務であるとともに、正社員、パート、アルバイト、派遣などの雇用形態にかかわらず、従業員は全員参加することが重要です。
- ◆ 従業員一人ひとりの安全意識を高めるために、朝礼などの場を活用して、店長・施設長から安全の話をすることや、従業員からヒヤリハット事例を報告してもらい、みんなで安全について話し合ったりすることなどが効果的です。

⑦ 安全推進者の配置（労働安全衛生法施行令第2条第3号に掲げる業種における安全推進者の配置等に係るガイドライン）

- ◆ 店舗・施設ごとに安全の担当者である安全推進者を配置し、安全衛生活動、安全衛生教育・啓発の推進などの旗振り役を担わせます。

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」特設サイト

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

こちらも
ご覧ください

●安全・衛生に関する主な制度・施策紹介 ●安全衛生関係のパンフレット一覧

安全・衛生

検索

安全 パンフ

検索

職場の安全活動についてのご不明点などは、厚生労働省ホームページをご覧ください。最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請

労働災害の発生件数は、労使の皆様をはじめ、関係各位のご尽力により長期的には減少してきましたが、平成 30 年以降、死傷者数が増加を続けております。

特に、令和 4 年は死亡災害が夏場に急増し、対前年比で 20.0%（8 月末現在）の増加となっております。8 月単月の死亡災害は、前年同月比 3 人（1 人→4 人）の大幅な増加となっており、この傾向が続けば、死傷災害、死亡災害が前年に比べ大幅な増加という極めて憂慮すべき事態も十分想定されます。

ここ最近発生した死亡災害を個別にみると、基本的な安全管理の取組がおろそかになっているものが多数見られ、コロナ禍からの経済活動の正常化に向け、企業の景況感が改善する中、人手不足が顕在化し、安全衛生管理体制がおろそかになっている状況が懸念されます。

労働災害は本来あってはならないものであり、特に死亡災害の撲滅を目指した不断の取組が必要です。また、労働災害のない職場づくりは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。事業者の皆様におかれましては、死亡災害の撲滅及び労働災害全体の減少に向け、基本的な安全活動の着実な実施・確認という原点に立ち返って企業の安全衛生活動を今一度総点検していただくよう要請いたします。

その上で、労使の皆様をはじめ、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害防止に努めていただきますよう、併せて要請いたします。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
- 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
- 3 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること

令和 4 年 9 月 29 日

宮崎労働局長 田中 大介



GOGO! 宮崎労働局

発行：宮崎労働局
宮崎市橘通東3-1-22
宮崎合同庁舎
TEL0985(38)8821
FAX0985(38)5028



くるみん認定通知書交付式 都城市内で4事業所増えました!

都城市の4つの事業所は、子育て支援に積極的に取り組んでいる企業としてくるみん認定を受けました。9月13日、都城合同庁舎にて認定通知書交付式を行い、田中局長から「人手不足が深刻な中、子育てサポート企業があるということは、雇用維持や人手不足の解消にも繋がっていくものと確信しています。」との言葉を送りました。

(福)豊の里は「子育てをしながらいきいきと働くスタッフが増えていくといいなと思います。これからも子育て支援等の充実に取り組んでいきます。」、BTV(株)は「今年度に入り男性が2名育休を取得した。今後も社員がより働き

やすい環境づくりに取り組んでいきます。」、(株)宮崎ヒューマンサービスは「組織と従業員のつながりを大切に、育児に優しくより働きやすい環境づくりに努めていきたいと思います。」、(株)木場組は「認定がゴールでなくスタートであるにとらえ、さらに出産子育てをする社員が働きやすい環境を作り上げていきます。」との抱負を述べました。



くくるみん認定交付式
(上左) BTV(株) 山形取締役
(上中) (株)宮崎ヒューマンサービス 酒井代表取締役
(上右) (株)木場組 木場取締役副社長
(下左) 宮崎労働局 田中局長
(下中) (福)豊の里 清水総括
(下右) 宮崎労働局 渡辺雇用環境・均等室長

出張ハローワーク！ ひとり親全力サポート トキャンペーン

宮崎労働局及び県内のハローワークでは児童扶養手当受給者等の就労による自立を支援する事業を行っております。

今回、ハローワーク宮崎では児童扶養手当受給者が市町村に現況届を提出する8月に合わせて県内宮崎市、綾町、国富町に相談窓口を設置し「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を14日間実施しました。



キャンペーン期間中、職業相談をはじめひとり親ならではの生活相談や職業興味検査等48件の相談を受けました。相談者からは、「仕事のことをハローワークで相談できることを知った」「足を運ぶにくいと感じていたが気軽に相談できることを知りハローワークに行ってみようと思った」など様々なご感想をいただくことができました。

普段子育て等で忙しく、ハローワークに足を伸ばすことができなかったひとり親のお父さんやお母さんにハローワークが行う各種就職支援知っていただく良い機会になりました。



宮崎県最低賃金

10月6日から853円

宮崎県最低賃金は、10月6日から時間額853円に改定されます。

最低賃金は、働くすべての人に賃金の最低額を保障するもので、年齢やパート・学生アルバイトなど雇用形態の違いにかかわらず、県内で働く全ての人に適用されます。

宮崎労働局では、今後、最低賃金額の周知に向けて様々な取組を実施していきます。

知っていますか？ 自分の最低賃金

宮崎県 最低賃金

853円

令和4年 10月6日から

32円UP

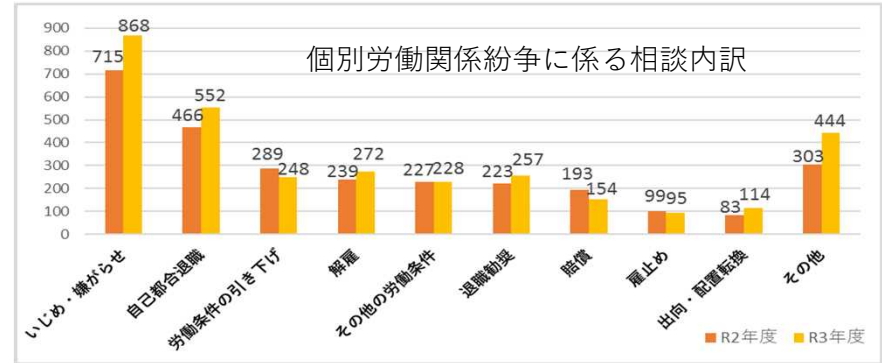
会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ!



ハラスメントの相談は 10年連続「いじめ・嫌がらせ」がトップ

宮崎労働局は、令和3年度における総合労働相談の状況等を取りまとめました。

総合労働相談件数は10,768件で前年度から2.2%減少しましたが、過去最多であった昨年度とほぼ横ばいで、4年連続1万件を



さらに、均等4法（男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法、育児・介護休業法）に関する相談件数は1,117件で前年度（1,052件）から6.2%増加となっております。

宮崎労働局では、県内5か所

「就職氷河期世代専門窓口」 をご利用ください。

どんなサポート？

専門スタッフが、あなたの就職活動を6か月間サポートします。

- 職業相談
職業紹介
- 応募書類
添削
- 面接対策
- 面談会（企業説明会）実施
- インターン（職場実習）
- 就職後の職場定着支援

就職氷河期世代専門窓口は、バブル後の雇用環境が厳しい時期に学校を卒業し就職活動を行っていた方で、現在も不本意ながらアルバイトなど不安定な仕事に就いている方や無業の状態にある方を支援するため、県内では唯一ハローワーク宮崎に開設されました。

現在、就職氷河期世代専門窓口では、35才から54才までの方で正社員での就職を希望されている方を対象に、5名の担当職員で支援を行っています。支援の流れは、プレ相談を経て、専門のスタッフが6ヶ月間、完全予約制で相談・支援を行います。支援内容は応募書類の作成指導・面接指導などの個別に行う支援、セミナー・就職

改正育・介法説明会

改正育児・介護休業法が令和4年4月1日から順次施行され、令和4年10月1日からは、「産後パパ育休」の新設や育児休業の分割取得が可能となるなど、労務管理に大きな影響があるため、宮崎労働局では事業主等を対象とした説明会を開催しました。

8月30日、事業主等383名に対し、オンラインによる説明を行い、受講者からは、改正内容が詳しく理解できたとの感想や産後パパ育休の労使協定の内容等の質問がありました。

宮崎労働局では、労働者や企業の担当者からの相談に対応する「育児休業制度等に関する相談窓口」を設置していますので、お気軽にご相談ください。



面談会といった複数の方が参加できる支援を定期的の実施しています。また、「職場体験・実習」の受入先企業の開拓も行っており、業種、職種に対する理解を深めるため、職場体験・実習の機会を提供しています。

窓口利用者からは「アルバイトで働いている期間が長く、正社員就職は難しいと考えていたが、6ヶ月間担当の方から支援を受けられると聞いて安心して仕事探しが出来た」、「自分では気付かなかったアピールポイントを知り、自信をもって面接に臨めた」などの声をいただいています。

就職氷河期世代専門窓口では、利用者のニーズに応じた様々な支援・相談を行っています。まずはお気軽にご相談ください。